

平成26年第4回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年12月 2日
 本日の会議 平成26年12月 4日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

8番 川井 哲雄 議員

9番 森 謙二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時21分

平成26年第4回長与町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月 4日（木）

午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長

(山口経正議員)

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順6、饗庭敦子議員の①ICT(情報通信技術)の活用について、②駐車場についての質問を同時に許します。

1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

皆さん、おはようございます。

定例会も3日目となりました。皆さん、それぞれストレスを少しずつ感じておられるのではないかとこのように思います。ストレスを感じたら、御自身でどこにストレスがあるかということを考えていただき、ストレス対策をとっていただき、心の健康に注意していただければというふうに思っております。

ちなみに、私のストレス解消法としましては、コンサートに行ったり映画を見たり美術館に行って絵画の鑑賞をしたりして感受性を高め、そしてそこで心を癒やしております。皆さんも何かストレス解消法を身につけていただければというふうに思います。

では、きょう1番目の質問になりますので、パワー全開して質問させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

①ICT(情報通信技術)の活用について。

現在の高度情報社会において、地方自治体もICTを活用した、例えばタブレット端末を使ったペーパーレス化の推進や、フェイスブックを活用した住民との双方向の情報発信、サブ的な役割での連絡手段、ミニ会議等の構築などで行政運営の効率化を進めている自治体もあります。また、住民の利便性を向上させるために、窓口体制の見直しやシステム上で申請内容の審査、結果通知ができるなど、業務の効率化も必要になってきております。

既存の紙ベースでの業務についてICT化が進むと、効率的な行政運営ができると思います。しかし、業務の処理上、紙媒体などの添付処理が必要な場合など、情報の共有化といったICT化の効果が十分に発揮されていないものも見受けられます。

そこで、長与町がどのように取り組んでおられるか質問いたします。

1、窓口体制の見直しや電子申請の利用を一層促進していくための町の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

2、自宅でも外出先でも防災情報など必要な情報がタイムリーに伝わるシステムについて、取り組んでいる現状をお伺いいたします。

3、フェイスブック、ライン、ツイッターを活用した情報発信の現状をどのように捉えているか、お伺いいたします。

4、地域支え合いICTモデル事業の本格活動から6カ月を経過しており

ますが、得られたことは何か、お伺いいたします。

5、会議等のペーパーレス化について、どのように考えているかお伺いします。また、費用対効果をどう捉えておられるか、お伺いします。

6、コミュニティーFMの進捗状況はどうか、お伺いします。

7、ICT化による行政運営の効率化はどうか、お伺いいたします。

②駐車場について。

町長の所信表明で、かゆいところに手の届く行政、住民に対するサービスとは住民の方々にとって役場が相談しやすい場所であるとともに、地域の課題、住民の要求に早急に的確に対処できることと、また、思いやる優しさがあふれ自然環境と調和し、機能性、快適性、利便性を備えたまちづくりを目指し、情報インフラを整え、交通体系などを見直し、中心市街地の活性化に取り組むと掲げられておられます。

その中で、住民サービスの一つとして、駐車場の利用の方法をどのように考えておられるかについて、以下の質問をいたします。

1、長与町庁舎の駐車場の現状をどう捉えているか、お伺いします。

2、公共施設の駐車場の現状はどうか、お伺いします。

3、年末年始等、施設が稼働していないときに帰省される方々への駐車場への開放は考えられないか、お伺いします。

以上、質問いたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

皆様、おはようございます。

きょう、1番目の質問者であります饗庭議員の情報通信技術の活用についてお答えさせていただきたいと思えます。

近年の情報通信技術の急速な進展に伴いまして、各自治体においても、ICT化が進められておりまして、本町においても事務の効率化を図るために独自に取り組んできたところがございますけれども、今後もICT化につきましては、研究してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

そこで、現在の取り組みといたしまして、長崎県が長崎県自治体クラウドサービスを開始しておりますので、そのシステムの一つでありますところの簡易電子申請の公共施設予約システムにつきまして、担当課と協議をし、検討をしているところでございます。

今後も、その予約システムの活用によって、対応できる業務や受付窓口を含めたところの業務の効率化及び住民サービス等を考慮し、さらに検討を重ねてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2点目の防災情報の取り組み現状についてでございますけれども、気象情報の発表や避難所の開設などの防災情報につきまして、まず防災行政無線、これを用いた屋外拡声放送による伝達体がございます。この無線放送を補完する手段といたしまして、放送内容を登録メールで確認できるシステムが1つ、町のホームページ上での緊急情報としての掲示、そして携帯電話各社と

提携した緊急速報エリアメール、4つ目が報道機関によるテレビ、ラジオの放送でございます。

I C Tを活用した防災情報の伝達につきましては、引き続きその利便性の向上を念頭に、拡充を図っていくべきものと考えております。

一方、パソコンや携帯電話などを利用されていない方々に対しても、防災情報という性質上、情報格差を生じないように配慮していく必要がございます。

そのための具体策としましては、防災行政無線内容を無料で確認できる電話サービスについての継続的の周知啓発、緊急時における公用車や消防車による広報などの従来型の情報伝達手段につきましても、必要な場合は確実に実施をしてみたいというふうに考えております。

3点目でございます。フェイスブック、ライン、ツイッターを活用した情報発信の現状をどのように捉えているかという御質問でございます。

町の活性化や交流人口の増加を促すことを目的に、効果的な町のP Rの手法の一環といたしまして、平成25年1月からフェイスブックの活用を始めたところでございます。そしてまた、同年5月にはツイッターを、さらには若い世代で爆発的に広がってまいりましたラインを、自治体としては県内で始めてスタートさせたわけでございます。

町の魅力をいかに広く町内外へ発信するかということ念頭に置きまして、イベント情報や旬の情報などを中心に情報発信に努めてまいりました。フェイスブックを開設してから1年10カ月たつわけですけれども、この間、投稿件数188件、「いいね」の数が521件、コメントによるやりとりが281件、メッセージが12件、ホームページや電話による問い合わせや取材の依頼等もあり、町外者や比較的若い世代からの御意見もいただくことができ、非常に有効な手段であったというふうに認識をいたしております。

また、ことし3月に開催いたしました長与シーサイドマルシェにつきましても別途開設し、わずか1カ月半で「いいね」の件数が650件となり、開催決定からわずか2カ月足らずではありましたが、集客につながった大きな要因であったというふうに考えております。

S N Sによる情報発信は非常に有効でありまして、かつ即効性にすぐれていることから、人員体制が整え得る次第であれば、子育て情報や介護情報など、ターゲットを絞った情報発信ができるのではないかと考えております。

4点目の御質問についてでございます。

地域支え合いI C Tモデル事業につきましては、本年4月の本稼働から8カ月を経過し、現在、百合野地区98世帯、うち見守り対象世帯38世帯で御利用いただいております。

情報発信機能につきましては、10月実績で「役場からのお知らせ」が5件、「地域なんでん掲示板」10件、「簡単メール」送信件数26件という状況でございます。

一方、見守り機能につきましては、3日以上テレビ閲覧がない場合及び定期的な訪問によるI C T普及員の対応は訪問32件、電話39件の合計71件でございます。幸い、これまでに安否が懸念されているようなケースは発

生をしてないところであります。

利用者の皆さんには、防災情報をテレビで確認できる機能や、地域のイベント等身近な情報を閲覧できる点が好評のようでございます。

これまでの取り組みの成果としましては、ICT普及員による戸別訪問や電話連絡に加え、導入に際しての説明会の開催や折に触れての操作方法の説明、その他、人と人とのかかわり合いの中で定着を図ってきたことから、ICT普及員、利用者、その他の地域の皆さん相互の信頼関係を以前にも増して深めることができたのではないかと感じております。言うなれば、先進的・効率的なICTを活用するにも、その機能を効果的に発揮するには、やはり人のつながり、相互の信頼関係が重要な基盤として必要であるということをご認識させていただいておるところでございます。

5点目の、会議等のペーパーレス化につきましてですけれども、会議時などにおける、パソコン画面で資料をリアルタイムに確認できる、いわゆるイントラネットの構築につきましては、端末の整備やランの構築、またソフトの購入などが必要となります。現在は国、県等の補助金がなく、多額な費用もかかるということで、費用対効果という面から慎重に対応していきたいというふうに考えております。

6点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

コミュニティーFMラジオにつきましてですけれども、昨年度に利用可能な周波数帯の調査を終えました。その結果を踏まえ、本年4月に九州総合通信局との間で、利用可能な周波数帯があるかどうかについて事前協議を、もう済ませております。

検討中のコミュニティーFM局は、エリアを長与町内に限定した小規模のFMラジオ局ですけれども、規模は小さくとも経営形態は普通の放送事業者と何ら変わるところはございません。仮に開局する場合は、民間事業者が出資を募って株式会社を設立し、その後の運営は広告収入で賄っていく必要がございます。こうした理由によりまして、本町に限らず全国のコミュニティーFM放送局の最大の関心事は、会社設立時の出資者及び継続的な経営に不可欠なスポンサーの確保でございます。

現在の状況といたしましては、運営中の県内外のコミュニティーFM局の視察、運営スタッフへのヒアリングを実施をし、さらに先般は、継続的な経営の可能性を探るため、本町にあります事業者や大学等へのヒアリングを終えたところでございます。

今後は、これらの結果を総括をいたしまして、出資者、スポンサー確保の可能性、町として可能な支援体制を含め、本町での実現可能性、持続可能性をさらに見きわめてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

7点目の御質問についてお答えをいたします。

ICTの活用による行政運営の効率化という観点で、まさに現在取り組んでおりますのがクラウド型基幹情報システムへの移行でございます。これまでも、多様な行政事務を汎用電算機にて処理をしておりますが、平成26年度予算から財務システムがいち早く新システムへ移行し、平成27年1

月には住民基本台帳、税情報、国民健康保険、介護保険等その他の事務の新システムの移行が完了をいたしました。新システムの導入によりまして大幅な経費の節減、将来の法改正、制度改正への迅速な対応、管理業務の省力化等が見込まれております。

現在のところ、新システムへの移行に伴う大きなトラブルは確認されてはおりませんが、円滑な移行完了に向け最大限努力をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目1点目の御質問でございますけれども、長与町庁舎の駐車場の現状でございますが、通常時では、役場に車で来庁される方には、それほど御不自由なく駐車していただいているものと考えておりますけれども、しかし、今回みたいな選挙が始まったりとか会議が重なるときや確定申告の時期、また臨時福祉給付金の申請のような特別な事情により、来庁者が増加した場合には駐車場が大変混雑して、来庁者の方に御迷惑をかけてるといような状況でございます。このような事前に混雑が予想される場合には、警備員を配置したり、武道館裏の旧長与小学校跡地を利用させていただいてるところでございます。

今後も事前に駐車場の混雑が予想される場合は、速やかに対応をしたいと考えておりますけれども、議員も御案内のように、新たに駐車場を借用することも、現在のところ適地が見当たらないような状況でございますけれども、本町としましても、何とかこの駐車場のスペースは確保していきたいと考えております。

したがいまして、役場駐車場につきましては、その適地の有無も含めまして、今後とも調査研究等続けさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、公共施設の駐車場の現状についての中、町民文化ホール及び各公民館等の駐車場につきましてでございますけれども、イベントの開催時などには、やはり不足しているのが現状でございます。そのため、利用者の皆様には乗り合わせての来場や公共交通機関の利用をお願いをしておりますとともに、長与駅から送迎車の運行や駐車場への誘導等を行い、極力利用者には不便をかけないように、役場としては配慮をしておるところでございます。

また、通常の駐車場管理につきましては、施設開館時に利用できるように、閉館とともに職員が不在となるために、事故等のトラブル防止、また防犯対策上、基本的にはチェーン等による施錠をしておるところでございます。

一方、4月のお花見シーズン等におきましては、町民文化ホールの駐車場を中尾城公園来園者に公園の開場時間に合わせて開放するなどの対応も別途行っておるといようなところでございます。

続きまして、年末年始の帰省客のための駐車場の開放でございますけれども、休日、夜間でも町としての管理責任が発生いたしますので、施設が閉館している場合は、駐車場に施錠をせざるを得ません。また、帰省客のための駐車場とした場合には、利用者がその周辺の方々に限られるということが予

議 長 想されることから、公平性の観点という立場から難しいのではないかなというふう
1 番 (山口経正議員)
(饗庭敦子議員)
では、再質問に入らせていただきたいというふうに思います。
まず最初に、この電子システム、申請システムのところなんですけれども、
現状、ダウンロードできて申請できる内容はどのようなものがあるのか教えて
ください。

議 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩 9 時 5 1 分～9 時 5 2 分)

議 長 (山口経正議員)
会議を再開します。
スポーツ振興課長。

スポーツ
振興課長 (山口 正君)
体育施設の予約システムというのをうちが利用いたしまして、予約管理を
しているところでございますが、それとは連動はしてないんですけれども、
長与町のホームページから体育施設のほうの予約ができるように現在なっ
ております。

議 長 (山口経正議員)
情報管理 情報管理課長 (中村文彦君)
現在につきましては、ほぼ申請用紙のダウンロードというのをできるよ
うにやっているところではございますが、その他の申請を電子申請で行える
というは行っておりません。以上です。

議 長 (山口経正議員)
1 番 (饗庭敦子議員)
申請書はダウンロードできるけど、電子申請はないですよということで理
解させていただきました。体育施設のほうは、ホームページから予約できる
ということなんですけども、これが住民のサービスとした場合に、とても今、
効果的に利用されてると感じておられるのか、これからもっともっと、何
ていうんですかね、研究していかれるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
スポーツ
振興課長 (山口 正君)
先ほどの体育システムのホームページから利用されてるとというのが、現
状でいきますと体育施設を予約をする前の月の月初めの 5 日間、仮予約受け
付けというのをやってるわけなんですけれども、件数でいきますと毎月 100
件をちょっと超えるぐらいの申し込みがっております。

その中で、インターネット、ホームページからの申し込みが50%を超えるぐらいですね、60件ぐらい。窓口からの申し込みが四、五十件というような状況でありますので、かなり利用者は多いと感じておりますし、今後ともより利用がしやすくなるように研究をしていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

やはり利用しやすいというか、利用者がそれを使えるということが、電子申請をして便利になってるってということかと思うんですけども、この電子申請で、今ホームページから予約という形なんですけど、スマートフォンとパソコンとって対応されてて、両方からでも予約できるようなシステムができてる自治体があるんですけども、今後長与町ではそういうことも考えていかれる予定でしょうか。

議長 (山口経正議員)

スポーツ振興課長。

スポーツ (山口 正君)

振興課長 申請とかいろいろありますけれども、現在体育施設の件で申し上げたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたように、長崎県自治体クラウドサービスというのが現在稼働をしているところであります。当然これはサーバーとかが、もう県が管理をしていただいて、維持管理もしていただくもんですから、経費的な面から見ると、かなり安くなるというのは御存じのとおりだと思います。

ただ、我々が今運用してる予約システムと整合性がどこまであるのかとか、そういうのは、何といいますかね、検討を慎重に重ねていきたいとは思っておりますけれども、まだいろいろすり合わせとか、もうちょっと研究をしなければいけないところは問題として残ってるとは思っております。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

県のクラウドサービスに基づいて、ずっと進められていくことかと思うんですけども、電子申請のほかに、最近では町村で初めて滋賀県の愛荘町で始められた電子納税サービスっていうものが始められてるんですけども、そのクラウドサービスを利用して、長与町でもそういう納税サービス、そうすると納税がしやすくなるのではないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

税務課長。

税務課長 (田平俊則君)

電子納税と申しましたら、クレジットとかそういった関係になりますでしょうか、それとは違う納税の仕方になるのでしょうか。逆に質問になります

からあれですけども、電子納税と申しましたら、やはり今ちょうどシステムの改修で、来年4月以降はコンビニ収納とか取り入れておりますので、まずはそれを進めてまいりたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

電子納税サービスっていうのはインターネットを利用して、申告から納税までできるようなサービスということで、一連をインターネット上からできるっていうサービスなんですね。それがクレジットになるかどうかっていうのは、また別の問題なので、今から考えていって、より利便性が図られるといいかなっていうのが、このICTを進めていく中で趣旨ですので、そういうふうに理解していただければと思います。

もう1点、住民の声を聞くというところで、電子申請でっていうのはメールでも聞かれてると思うんですけども、簡単にメールアドレスがなくても、ここから住民の声ですよっていう窓口から入ると、その方が登録をしなくても自治体への御意見が言えるようなシステムをつくられてるところもあるんですが、そういうふうにして住民の声をより広く聞かれてはどうかと思うんですけども、そういうお考えはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。

(休憩9時59分～10時01分)

議 長 (山口経正議員)
会議を再開します。
政策推進課長。

政策推進 (荒木重臣君)

課 長 ホームページのほうでアドレスなしで受け付けはできます。アドレスがないものですから、苦情とかそういったものばかりで、こちらから返すこともありませんので、受け付けだけはして、各担当、関係するところには回して回答はいただいております。そこで、うちのほうで、一応町長まで決裁は回しております。

議 長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

住民の声は一応聞けてるということで理解させていただきたいというふうに思います。

では、次の防災情報のところなんですけれども、今登録メールをされてるっていうことで、私はもう登録しておりますけれども、この件数は現在何件ぐらいされてますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

議 長 お答えします。
 1 1 月末現在で登録をいただいた方が約 6 0 0 件でございます。
 (山口経正議員)
 饗庭議員。
 1 番 (饗庭敦子議員)
 現在 6 0 0 件ということなんですけれども、人口 4 万 2, 0 0 0 いる中の
 6 0 0 件をどう捉えるかっていうところもあるかと思うんですが、この防災
 情報伝達方法、先ほど、あと電話サービスとか携帯のサービスっていうふう
 にも言われましたけれども、この伝達方法は現在十分であるとお考えでしょ
 うか。
 議 長 (山口経正議員)
 総務課長 総務課長。
 (古賀 洋君)
 私たちの担当課としての感想で言えば、もっとふえていただきたいと思
 います。これにつきましては、定期的に広報でお知らせしたり、ホームページ
 では常時情報提供、登録の仕方とか掲示させていただいてるんですけどもな
 かなか伸びないと。
 一方、日ごろの防災放送、行政無線での放送内容がよく聞き取れなかった
 という問い合わせが電話であったり窓口であったりあるんですけども、そう
 いう場合にはもちろん放送内容をお伝えすることと同時に、メールを使われ
 るんでしたら登録メールで利用できますとか、町長も言いました、フリーダ
 イヤルで電話で聞きますとか、そういう御案内を差し上げております。
 議 長 (山口経正議員)
 1 番 饗庭議員。
 (饗庭敦子議員)
 そうですね、やっぱりいろんな広報をして、もっともっとふやしていただ
 いて、より本人に防災情報が届くようになるといいかなというふうに思いま
 す。
 もう 1 点、この I C T システムを利用して、崖崩れがある危険な箇所とか、
 その地域に限られるかとは思いますが、そういう情報を流すような
 システムを考えられないのか、お伺いたします。
 議 長 (山口経正議員)
 総務課長 総務課長。
 (古賀 洋君)
 広島で話題になりました危険区域の設定、これは長崎県が長与町に
 今、基礎調査に取り組んでいただいているところです。数年かかるようですが、
 危険区域に指定がなされるとさまざまな制限も出てきますが、そういう対応
 をなさるときに、例えば場所が所有者が誰かとか、いろいろ複雑な問題が出
 てきますけども、そういうところに、現実には全国的に見て、何かあった後、
 そのセンサーをつけるとかいうふうなケースになってしまいがちです。我々
 として直接的にどこかの急傾斜地に何らかのセンサーが必要じゃないかとか

いうところまで今検討に至っておりません。まずはその危険区域の設定が先じゃないかというふうに思いますので、今現在、危険箇所の公表というのが長崎県がされてますけど、これはあくまでも図面上で危険が想定される場所を色づけしたようなイメージの部分ですので、これをそのまま受け取って何らかの対応を考えるのは少し拙速かなというふうに思ってます。

ですから、今、議員さんがおっしゃったことも、今後の課題になろうかと思っております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

ぜひ災害が起こる前に対策を立てていただければというふうに思います。

次に、フェイスブック、ライン、ツイッターなんですけれども、この情報発信でいろいろ「いいね」も件数もふえてるということなんですけれども、この情報発信での目標、この情報配信で何を双方向で伝えていくかという目標はどこにあるのか、教えていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

政策推進課長。

政策推進 (荒木重臣君)

課 長 SNSの特徴というのが、リアルタイムで情報を双方向でやりとりということでございます。

現在、長与町ではミクソンを介して町のPR情報が中心になっております。将来的には、先ほど答弁でございましたが、人員が許せば、各担当課からでも行政情報のやりとりができるようになればいいかなと、そういうふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

この情報がどこでも受けやすいようにするには、Wi-Fiの設置がたくさんあると余計受けられると思うんですけれども、長与町内においてWi-Fi設置を広げていこうとか、そういう発想はおありでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

政策推進課長。

政策推進 (荒木重臣君)

課 長 済みません、今のところ考えておりませんでした。これからでもちょっと勉強して、取り組んでまいりたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

ぜひ取り組んでいただければと思います。

じゃあ次に、地域支え合いモデル事業なんですけれども、私、6カ月とちょっと思ってたんですが、8カ月とおっしゃったので8カ月経過してるのか

というふうに思います。このモデル事業で得られたことを、今後どう生かしていくか、本来モデル事業をして、その後全戸配布とかいろいろなお考えがあるかと思うんですけども、今後どのように生かしていくのかを教えてください。

議長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

I C Tモデル事業につきましては、具体的な件数とか実績につきましては先ほど町長の答弁にございましたとおりです。それで、モデル事業の期間が来年度いっぱいというところで、現在まだ折り返し地点までもうちょっとというところですね、半分まだ来ておりません。

そういう中で、先ほど町長、申し上げたとおり、デジタルの先進技術を活用しているとはいえ、とどのつまりはやはり地域の人と人との相互扶助、信頼関係がやはり基盤になってくるというところなんです。これはある意味、概念的な話なんです。

今後の考え方ですが、まだちょっと早いような感じはするんですが、現状において、地域で、百合野地区に限らず、福祉の制度であったりとか自治会活動、コミュニティー活動等で地域の相互扶助、昔ながらのさりげない隣近所での配慮、そういったものを取り戻すという形での取り組みが進められております。

そういう中で、このI C Tの機器を活用したモデル事業がどのように効果的に作用していくのかと、そういった観点から、地域の皆さんとの連携のあり方、それと費用負担のあり方等も含めまして、総合的に見きわめて検討してまいりたいというふうに考えておる次第です。以上です。

議長 (山口経正議員)
1番 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

具体的などこはまだ出てないということなのかなというふうに思うんですが、この「ながよチャンネル」というのを見せていただいたんですけども、実際、情報が多過ぎて使いづらいという御意見もいただけてますし、見えますと、確かにいろんなものが網羅されております。しかし、そこに行くにはチャンネルをあちこちあちこち動かさないといけない、マウスみたいなもので動かすと、非常に動かしづらいような気がするんですね。だから、このモデル事業のときにそこを改正していけばいいのではないかとこのところで、具体的な内容として何かないのかなということでお伺いしたんですけども、この「ながよチャンネル」、使ってみてどうでしょうか。

議長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

実際に、この「ながよチャンネル」を御利用いただいたの感想を寄せられております。今、複雑でわかりづらいというお話がございましたが、コンテ

ンツを充実してほしいという御意見ございました。それと、かわりばえがしないと、更新がなかなか頻繁にされていないということだと思います。それと、身近な情報を掲載してほしい。これは例えば、蛍が、何と申しますか、発生したと申しますか、見られる時期になって、そういった情報を、こういうのを通じて発信してほしいというような御意見も寄せられているということのようです。

それ以外の評価としては、先ほどございましたけれども、防災情報をテレビで見られるということが非常に便利であると、身近な情報の閲覧が、今度は逆に好評であるような部分もございます。これは例えば芋掘りとか、そういった本当に身近な情報が発信されたことに対する評価でございました。

あと、見守り世帯におかれましては、その気遣いがうれしいと、心強いと、そういったお言葉もいただいております。以上です。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

この地域支え合いICTモデルなので、地域支え合いとしては、先ほどおっしゃった37世帯の見守り世帯を中心に考えていってはどうかと思うんですね。いろんなチャンネルがあるんですけども、前、このモデルの第1回目としてされた新上五島町では、高齢者を対象にしたモデルを考えてらっしゃったということなんです。長与町でもたくさん情報あるんですけども、自分で情報をとれる方へのサービスも必要かと思うんですけども、やはり弱者へのサービスが必要かと思うので、そこに今後特化していくというようにお考えはないのでしょうか。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

この事業の大きな目的は2つです。地域の活性化、それと見守り機能ですね。

御指摘の見守りに関しましては、先行事例の新上五島町の例で申し上げますと、テレビをスイッチを入れて、見守りという、何だったですかね、大きなボタンを押して初めて「元気ですよ」というメールが発信するという機能になっておりましたが、長与町のバージョンでは、テレビのスイッチを入れたと同時にそういうメールが発信されるということで改善がなされております。

やはり先ほどの話で、高齢者の方がなかなか情報を取り出せない、これはおっしゃるとおりです。それ以前に、やはりリモコンの操作になっておりますが、これもおぼつかないという状況がございます。ですので、これもメーカーに伝えまして、より使いやすいリモコンに改善できないかというようなお話もさせていただいております。以上です。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 モデル事業の間に、より使いやすいように改善していただければというふうに思います。

じゃあ次に、ペーパーレス化についてお尋ねするんですけども、2年前にもペーパーレス化のことでちょっと質問させていただいたんですけども、民間では今ペーパーレス化がどんどん進んでるんですが、行政で進まないのはどんな理由があるのか教えてください。

議長 (山口経正議員)
 企画振興部長。

企画振興部長 (松尾義行君)
 ペーパーレス化が、全国を見ますと徐々に会議にタブレットを使うとか、そういったことでのペーパーレス化というのは一定導入をしているところもふえてきているということは存じております。

私の経験といいますか、県のほうでは七、八年前ぐらいから、例えば内部の事務ですね、給与とか休暇、そういった届に関する人事給与システムでありますとか、電子決裁システム、それから出張する際の旅費システムとか、そういったものが導入されてまして、一定効率的な事務作業ができるようになったとは感じております。

その中で、紙の使用量がじゃあ極端に減ったかと申しますと、なかなかそこは減ってないということで聞いておりますけども、これは一つには自治体の業務といいますのは、非常に多岐にわたりますし、議員も言われますように、そういった大量の添付資料が必要でありますとか、例えば建設関係につきましては大きな図面が必要であるとかといったような、やはりそういったものが多く存在しますので、どうしても紙とそういったICTの両建てというような形になっておりますので、それともう一つの最大の原因は、やはり議員御指摘のとおり、議会の資料でありますとか、私どもが行う会議の資料でありますとか、そういったところにたくさん紙が使われているというのが進んでいない原因の一つではないかと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 今おっしゃった、議会の資料とか会議とかの資料とか、そういうところからでもタブレット化して進めていってはどうかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 企画振興部長。

企画振興部長 (松尾義行君)
 先ほど申しましたように、全国においてはもう既に本格導入、それから試行を始めているというところもございます。確かにそういったところでは紙の使用量が減りますし、それから印刷費も減りますし、それから印刷製本に係る手間といいますか、そういったところも減っていくというメリットがあ

るということは考えておりますけども、これにつきましては、やはり費用対効果と申しますか、こちらでも一応試算ということで業者に見積もりをとったんですけども、50台導入するというので、5年リースで約850万かかるということでございます。年当たりで換算しますと170万円程度ということで、現在使用しております紙代が毎年大体150万から160万ということで、紙の場合にはこれにコピー代というようなことがかかってくると思っております。

先ほど申しましたように、どうしても紙媒体では、今のところ紙でないとちょっと難しいという部分もたくさんございますので、これは簡単に試算でございまして、仮にこれまでの紙の量が3分の1に減ったとして、これまで年間150万だったところが100万になると、それプラス、今度タブレットのリース料が170万ということで、合計で270万必要になるという形になりますので、果たしてこれが、効率的にはなるかもしれませんが、コストの面でどうかというところもありますので、そのあたりはもう少し、いろんなやり方もあると思いますので、精査をした上でそういった導入の研究をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

費用対効果でなかなか、何ていうんですかね、明らかな効果が出ないような試算かと思っておりますけれども、進んでいるところでは費用対効果が必ず出てますよということなので、そのあたりを考えていただければなというふうに思います。

例規集とかが毎年すごく厚くなってきたので、そのあたりも含めて考えていただければというふうに思います。

続いて、このコミュニティーFMなんですけれども、今周波数を確認したということなんですが、このコミュニティーFMは、やはり東日本大震災後に防災行政無線の補完としても注目されて進んでると思うんですけれども、これが本当に長与町では有効に機能するのか、先ほどの民間の運営というのも含めて、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

お答えいたします。

御指摘のとおり、コミュニティーFM放送ですが、東日本大震災をやはり一つの契機として、その後も広がりを見せております。現在、全国で260局以上が開局しているという状況でございます。

ただ、そのそれぞれが順調に経営が推移しているのかというと、必ずしもそうではないというところがございます。その理由としては、先ほどおっしゃったとおり、行政が経営できないと、民間に経営していただくということがございます。

コミュニティーFM放送が本町において効果的なのかどうかという観点でございますが、本町における民間事業者としての経営の持続可能性の検討ももちろんですが、このコミュニティーFMを利用して、本町の情報発信、それは官民間問わず身近な情報発信をどういう形で行って、それがどういうふうに町民の生活に波及していくのかということですね、これも含めて現在内部で見きわめの作業をしているという状況でございます。以上です。

議長

(山口経正議員)

饗庭議員。

1番

(饗庭敦子議員)

町民のサービスにつながるような形で進めていただければと思います。

ICTの活用も、やはり全て町民のサービスにつながるかどうかということ考えて進んでいただければというふうに思います。

次に、駐車場のほうに移りたいと思うんですけれども、庁舎内の駐車場、先ほども御説明ありましたが、やはり委員会とか説明会、議会とかになりますと満車になってるんですけれども、そのとき武道館裏の速やかな対応をしているというふうに答弁されたように思うんですけれども、武道館裏はあいてないと感じるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

総務部長。

総務部長

(中山祐一君)

確定申告であるとか、事前に混雑するだろうというのが予測できる場合には、教育委員会のほうにお願いをしてとめさせていただいているというのが状況でございますので、その何が原因かわからないような、急に混雑するとか、そういった場合には、そういった手続等ができずに御迷惑かける場合があるかと思っております。

議長

(山口経正議員)

饗庭議員。

1番

(饗庭敦子議員)

やはり満車になった場合に、速やかにできるような手続の方法を考えて開放していただければと思うんですね。

なぜかといいますと、満車になっていると線の外側にとめてあるんですね。そうするとやっぱり危険性も伴ってくると思うんですけれども、そこを回避するためにも柔軟な対応が必要ではないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

総務部長。

総務部長

(中山祐一君)

最近も見てますけれども、結構やはり満車の場合が多く見られるんですけれども、旧長与小学校の跡地ですね、そちらのほうは教育委員会の管理下にありますので、私どもが自由に使えるというあれじゃないと、そういうことで、教育委員会との連携がうまくいってないのかなという気はいたしております。

議 長 ます。
 (山口経正議員)
 饗庭議員。
 1 番 (饗庭敦子議員)
 それは内部の事情かと思imasuので、教育委員会との連携を密にしていた
 だいて、住民の方がやはり危険なくとめられて、やはり庁舎に足を運んでい
 ただく、それも必要かと思うんですね。なかなかとめれないから行きたくな
 いという方もいらっしゃるし、そういうふうにならないためにも教育委
 員会と連絡をとって、すぐあけていただくということはできないのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 総務部長 総務部長。(中山祐一君)
 これから工事にも入ろうかと思imasuけれども、今後グラウンドとしての
 使用をされるということで整備を予定をされております。
 そういうことで、どれだけの駐車場スペース、それを一般の方々に常時開
 放できるのか、その辺は今後教育委員会のほうとも協議を重ねていかなけれ
 ばならないんじゃないかというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
 1 番 饗庭議員。
 (饗庭敦子議員)
 ぜひ柔軟な考え方で、庁舎にも行っていろんなお話をしたりとか、いろん
 なことで庁舎にも伺いたいというような人が来れるような環境をつくってい
 ただければなというふうに思imasu。
 やはりこれからますます満車状態が続いていくのではないかと、年々車も
 ふえておimasuので、そのあたりも考慮していただければなというふうに思
 imasu。
 次に、公共施設の駐車場なんですけれども、いろんな公共施設がある中、
 図書館を初めとして駐車場が結構どこも狭いと思imasuので、その対
 応策としては何かお考えがありますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 しばらく休憩します。
 (休憩 10 時 27 分～10 時 27 分)

議 長 (山口経正議員)
 会議を再開します。
 生涯学習課長。(帯田由寿君)
 生涯学習 課 長 先ほども所長のほうから御答弁申し上げましたように、いろいろな行事等
 におきましては施設のほうにおいていただくときに、その駐車場等が少のう
 ござimasuので、利用者の方にはいろいろなお願い等をしてまいっておimasu
 ですけども、どうしても物が少のうござimasuので、そういう形で、今後もそ

ういう形で利用者の方をお願いをしまいたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 その少ない駐車場を有効に使うのがあれかと思うんですけれども、例えばその公共施設にとめられないという場合に、近くに有料の駐車場があったらそこにとめてきて、その分を駐車料金をその施設で払っていただけたら、それ例えばの例ですから、それが全てっていうわけではなく、いろんな考え方があると思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。

生涯学習課 長 (帯田由寿君)
 私どもの持っている公民館等の近辺には、大変残念なんですけれども、そういう駐車場等がないんですよ。利用していただくにしても、やはり予算の確保等も必要でございますので、今後そういう利用できるような施設がございますようであれば調整して、そういう形でちょっと研究をさせていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 じゃあ次に、もうすぐ来る年末年始なんですけれども、そのときに帰省される方、やはり長与町に住んでよかったと思えるには帰省もしやすいほうがいいかと思うんですけれども、そのときに開放してはどうかと、先ほどのでは、利用者への公平性も考えて難しいということなんですけれども、あらゆる施設を開放すると公平性にも近くなるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 都市整備課長。

都市整備課 長 (松邨清茂君)
 ただいまの御質問の件なんですけれども、4年前、昨年の議会の中でも答弁にあったとおり、どうしても、多分言われているところはある程度限定ができるのかなとは思っていますよ。公園の駐車場といいますと中尾城の方面とか、そういったところだろうと思います。そこもどうしても利用される方が、当然その周辺の人たちに限定されるって、先ほど答弁にもございましたとおり、そういった形でございます。

例えば岡方面とか、そういったところであれば常時あいてる駐車場は、今度作りました仮称の多目的広場とか、そういうところがあるんですけれども、近くに住宅がないので、そこにとめてというのはちょっと考えられないのかなと。わざわざ本川内の方がその中尾城公園にとめて、また本川内のほうに帰るとか、そういったのも考えられない。であれば、その近辺の方たち

しかそこを使わないのではないかな、そういったところに公園、駐車場のあり方として、そこだけを限定して使わせるというのは公平性に欠けるというのが回答でございます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

饗庭議員。

1 番

(饗庭敦子議員)

公平性に欠けるということではありますけれども、本当にそれが公平性に欠けるんでしょうかね。

今、中尾城公園とおっしゃいましたけれども、ほかにも、例えば図書館の施設であったり、いろんな施設、どこまでチェーンがしてあるのかちょっと全部把握できてないんですけれども、その施設に、帰省される方どうぞと、全施設を開放していただけるとよりいいのかなと思うんですけれども、やはり今、御家庭に2台ぐらい普通、車があります。帰ってくると3台、4台となると、とめれないのが現状でありますので、そこに少しでも住民サービスとして、それが公平性を欠くというのがちょっと理解できないんですけれども、そういうふうにして長与町ではサービスのために開放してますよというPRにもなるかと思うんですけれども、町長はいかがでしょう。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

確かに議員おっしゃるような形で、車を持つてる方はとめたいというようなことを考えられると思うんですけれども、町当局としましては、今言った公平性という観点と、そしてもう一つは、やはり危険とかいろんなものもあると思うんですね。そういったものを勘案し配慮して、今こういった形で一定の方向性を持つてるといふようなところであります。

議 長

(山口経正議員)

饗庭議員。

1 番

(饗庭敦子議員)

そうですね、自己責任ということでも難しいのかなというふうに今の答弁では感じるんですけれども、ぜひ住民サービスの一つとして取り組めるもの、費用がかからないものというものは積極的に取り組んでいただければなというふうに思うんですね。

じゃあ、その駐車場が町が開放できないよっていうことであれば、何か時津町では十八銀行とかJAさんに協力をいただいて、何か夜間開放している、一部でしょうけれども、一部開放してるとかいろんな取り組みをされてるんですけれども、そういう地元の企業さんに働きかけて、何から駐車スペースを確保できるようなことは考えられないでしょうか、町長にお伺いします。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

ほかの地区でどういった形でされてるのか、今、隣の町の例が出ましたけ

れども、そのあたり、ちょっと私も今初めて聞くようなこととございます。ちょっと研究もさせていただきたいというふうに思ってます。

議長 (山口経正議員)
1番 饗庭議員。
(饗庭敦子議員)
ぜひ住民サービスとして、一歩でも二歩でも前に進んでいただければというふうに思います。以上で終わります。

議長 (山口経正議員)
場内の時計で10時50分まで休憩します。
(休憩10時34分～10時50分)

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。
質問に入るに先立ち、先ほどの饗庭議員に対する答弁の中で、総務課長より発言訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。
総務課長。
総務課長 (古賀 洋君)
大変申しわけありません。先ほどの饗庭議員さんの御質問の中に、防災行政無線の登録メールの件数というのがございました。私、約600件とお答えしたと思っておりますが、正しくは約850件でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 (山口経正議員)
通告順7、分部和弘議員の①安全安心のまちづくりの取り組みについて、②長与町の低炭素社会の実現に向けての質問を同時に許します。
5番、分部和弘議員。
5番 (分部和弘議員)
皆さん、おはようございます。
それでは、早速質問をさせていただきます。
1点目、安全安心のまちづくりの取り組みについて。
長与町においては、年間を通じ安全安心のまちづくりへの生活実現に向けてさまざまな取り組みが行われています。各種取り組みの成果に大いに期待するところですが、具体的な取り組み内容について以下に質問いたします。
1、自然災害に対する考え方、対応についてお伺いいたします。
2、町の避難所は立地条件に指導などを受けてないのかをお伺いいたします。
3、町内における悪質商法被害の現状についてお伺いいたします。
4、自転車の安全利用に向けた取り組みについてお伺いいたします。
大きな2点目、長与町の低炭素社会の実現に向けて。
地球温暖化、自然災害の多発、限られた資源、際限のない廃棄物など、厳しい環境の中で持続可能な社会を実現していくために、重要な事項として低炭素社会を目指す必要があります。地球規模の問題、課題ではありますが、解決の一步は私たちの身近なところから始まる意識が必要と思われま

議 長
町 長

そこで、町の低炭素社会についての考え方を質問いたします。

- 1、長与町の低炭素社会実現に向けた考え、取り組みをお伺いいたします。
- 2、庁舎内ではどのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。
- 3、二酸化炭素の発生を抑制する有効な手段として、次世代カーが期待されております。町の考えをお伺いいたします。

以上、質問いたします。

(山口経正議員)

町長。

(吉田慎一君)

それでは、分部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1 番目 1 点目の自然災害に対する考え方、対応についてでございますけれども、気象庁の公表資料によりますと、二酸化炭素を初めとする温室効果ガスは、引き続き増加傾向にあるということでございます。

そのため、我が国においても起こっておりますゲリラ豪雨、猛烈な勢力の台風の発生、接近が最近ふえてきているように思われます。

このような状況の中で、自然災害が発生したときにどれだけ被害を少なくするか、いわゆる減災という考え方に立った取り組みが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。そのためには、国や地方公共団体、その他の関係機関並びに住民の皆様が、それぞれの役割を認識していただき、減災に向けての取り組みを継続的に続けていくということが最も肝要なことではないかというように考えてます。

2 点目の御質問でございますけれども、災害対策基本法などの改正によりまして、従来の避難所につきましては指定緊急避難場所と指定避難所に区別して指定することが求められております。

立地上の基準といたしましては、洪水や崖崩れなどの異常な現象が発生した場合において、人の生命または体に危険が及ぶおそれがない土地の区域内に立地することとされております。

本町の地域防災計画では従来型の指定を行っておりますので、現在、法改正の趣旨に沿うように指定緊急避難場所と指定避難所に区別した指定を行うべく、見直し作業を現在行っております。

この件につきまして、例年 6 月に開催しております、来年の長与町防災会議におきまして御承認をいただきたいと考えております。

なお、それまでの間に避難所を開設する必要に迫られた場合は、安全性の確保に十分留意いたしまして、開設場所の判断をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、1 番目 3 点目の町内における悪質商法被害の現状でございます。

長崎県における消費生活相談状況につきましては、昨年度の長崎県消費生活センターの相談業務の実施結果では、県内の相談件数は 3,367 件、前年度と比べまして 133 件少なくなっております。60 歳以上の年代からの相談件数は逆に増加をしております、特に 70 歳以上の相談件数の占める

割合はさらに高くなりまして、28.1%という状況でございます。

年代別での相談内容にいたしましては、20歳代から60歳代では、携帯電話、パソコン等からのインターネットを利用したトラブル、フリーローン、サラ金が上位を占めておりまして、70歳代では健康食品、ファンド型投資商品が上位を占めている状況でございます。

本町での昨年度の相談件数は65件で、やはり70歳以上の相談件数の占める割合が高く、相談内容についても県の状況とほぼ同じでございます。

その中で、特に振り込み詐欺等の特殊詐欺被害の現状としましては、長崎県警察本部によりますと、全国的な増加傾向と比例して、本県でも本年1月から10月末までの件数、被害額が、既に平成25年の1年間を上回る最悪のペースで発生をしております、被害件数が90件、被害総額4億6,000万円と極めて深刻な状況となっておりますでございます。

また、時津警察署管内では、同じく本年10月末までに被害件数1件、被害額50万円ということでございます。長与町内におきましては、平成25年度では金融商品取引等の振り込み詐欺以外の特殊詐欺といたしまして1件の被害額50万円で、本年に至りましては幸いにも被害は発生していないということでございます。

町といたしましては、悪質商法被害防止ステッカーの配布とか町内中学生に対してインターネットの安全な使い方のリーフレットの配布、町の広報誌への相談事例の紹介、相談先案内の掲載並びにホームページによる情報提供などの啓発活動や町地域包括支援センターの訪問看護師、民生委員に対する講習会を開催するなどしまして、警察署を初め、消費生活センター、高齢者関連部局等、関係機関で情報を共有いたしまして、被害防止に努めているところでございます。

今後も、町民が安心して安全で暮らせることができる町となるよう、取り組みを強化していきたいというふうに思っています。

4点目の自転車の安全利用に向けた取り組みでございます。

長崎県下における平成25年中の自転車事故数は270件でございます。時津警察署管内を見ますと19件、そのうち長与町では9件の事故が、本年9月末現在では県内では171件、時津警察署管内で14件、本町では8件の事故が発生しているというのが現状でございます。

交通安全対策といたしまして、児童生徒の通学下校時における交通指導員や地域ボランティアの皆様における街頭指導、保育園、幼稚園及び小・中学校における交通安全教室の実施、小学生による自転車大会への参加、また、昨年11月には三世代交流事業といたしまして、「みんなで学ぼう！交通フェスタ in 時津地区」と題しまして、長与町民体育館におきまして自転車によるさまざまな検証体験を行ったところでございました。さらに地域でも自転車運転安全教室を開催されるなど、各方面で交通安全に対する取り組みが展開されているところでございます。

また、啓発活動としましては、町の広報誌やポスター掲示、パンフレットの配布、毎年、長与駅におきまして自転車利用者に対するルール遵守の広報

キャンペーンを実施しているところでございます。

今後も長与町におきまして悲惨な交通事故が発生しないよう、交通事故防止には努めてまいりたいと考えております。

次、2番目1点目の長与町の低炭素社会実現に向けた考え、取り組みについてでございます。

施政方針の中でもうたっておりますように、私たち現役世代のみならず、私たちの子供、孫の将来世代にわたり持続可能な社会を実現すべく、循環型社会の構築、低炭素社会の形成に向けて環境負荷を低減し、物を大切にすることを育む社会、一人一人が環境を考え行動する社会を目指さなければならないと考えております。

その最たる取り組みが、地球温暖化対策を初め、資源の有効利用、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図る観点から実施しております資源化物の拠点回収でございます。

加えまして、今月からは小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の認定を環境省より受け、都市鉱山として社会の中に蓄積されております携帯電話、ラジオ、電子辞書等の小型電子機器を回収するため、役場町民ホールに回収ボックスを設置し、実証事業をスタートしたところでございます。

ほかにも、ごみの減量化に大きな効果を発揮します生ごみ減量への取り組みといたしまして、生ごみ処理容器購入への助成制度や、一般家庭において省エネルギー効果の高いLED照明器具への取りかえをする方に対して購入費用への助成を行うなど、資源リサイクルの啓発、促進を図りますとともに、ごみの減量化、地球温暖化防止対策などの施策を推進しているところでございます。

次に、2点目の御質問についてでございますけれども、庁舎内を含めまして、町におきます具体的な取り組みの大きなものにエスコ事業がございます。これは民間企業が持っております省エネのノウハウを活用することによりまして、省エネルギーを推進し、温室効果ガスの排出削減を図るもので、その削減量を事業者が保証するという事業でございます。

本庁舎、町民体育館、高田中学校、南小学校の公共施設4施設におきまして、平成21年7月に庁舎の空調機器の効率化、照明器具のインバーター化、節水器具の設置工事を完了いたしまして、その省エネ効果の検証結果は毎年公表しているところでございます。4施設でのCO₂削減量の推移でございますけれども、これは年間でございます。平成23年度が139トン、平成24年度が144トン、平成25年度が137トンとなっております。また、事業期間は11年間となっております、平成32年7月まで削減量が保証されているところでございます。

そのほかでは、平成24年度に本庁舎トイレにセンサー付きの自動照明装置を設置するなど、電気使用量の抑制に努め、CO₂の削減を図っているところでございます。

続きまして、3点目の次世代カーへの町の考え方への御質問でございますけれども、二酸化炭素削減など環境規制の強化やエネルギー価格の高どまり

を受けまして、ハイブリッド車を初めとしまして電気自動車、燃料電池車等の次世代エコカーの開発が世界中で加速しているところでございます。

電気自動車につきましては、平成21年3月、長崎県は国のEV・PHVタウンの選定を受け、EV、PHVの導入促進を行い、平成25年3月末現在で県内に急速充電器30カ所43基が整備されております。

このような中、平成25年3月からは従来の国の支援制度を拡充した次世代自動車充電インフラ整備促進事業が実施され、それを受けまして充電環境を計画的かつ効果的に整備促進するために、平成26年6月、長崎県におきまして、長崎県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンが策定されたところでございます。

そのビジョンリスト、この面的設置ですけれども、長与町も含まれておりますので、設置場所等につきましては検討を行っていきたいと考えております。

町の公用車といたしましては、ハイブリッド車を1台導入しているところでございます。現状では、経済的な面及び省エネの観点から軽自動車を主体として導入を図っておりますけれども、今後、環境面から次世代カーの導入につきましても検討の必要があると考えているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

それでは、通告順に従いまして、順次再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、自然災害に対する考え、対応についてに質問させていただきますが、通告書を出した後に、皆様も御存じのとおり、長野県の地震が発生いたしました。最も茅野、東海などがひどかったと記憶しているところでありますけれども、白馬村の教訓をそれぞれマスコミ等が取り上げていらっしゃいます。

白馬村では各地区の区長を頂点に、高齢者の安否確認、あるいは救助といった活動が機能していたみたいだと私は理解しますけれども、本町が災害時のときに要支援者対策は、これはどのように今なっておるのか、ちょっと伺いします。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)

以前の議会でも答弁をさせていただきましたけれども、現在、民生委員さんを通じまして名簿を作成しております。それに応じまして、相手方から情報を提供していいという御承諾を得られた場合につきましては、消防関係や、そういうところに連絡をして、今後対策をしていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

今後対策をとっていくということで、今現在は消防関係との連携はとられ

議 長 てないということなんですかね。
 (山口経正議員)
 生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
 これにつきましては、本人の個人情報がございます、本人の承諾を得ないと情報を外に出せないというのがございますので、その要援護者に対しては、今のところその了解をとっているというふうな状況でございます。

議 長 (山口経正議員)
 5 番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 わかりました。
 次ですけども、今回の白馬村については近隣住民の共助体制が日常的にできとったかなというふうに思います。災害の初動救助に大きな役割を果たしていましたし、そこで、長与町の防災時の共助についての考え方をお伺いをいたします。また、そのような体制づくりの充実、強化は図るべきだというふうに思いますけども、そこら辺はどのような状況でしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
 議員さんがおっしゃいます共助の手段っていいですか方策として、長与町の場合は自主防災組織の設立を、過去ずっと続けてお願いをしてくれております。
 現在のところ、もう相当数のところで自主防災組織を設立して活動いただいております。これは、現実的な活動は自治会の活動と重なる部分も多かろうと思います。しかし、自主防の組織としての会議、研修なども毎年行っておりますので、また自治会の会議の中で防災面でのお話をさせていただく場もございます。
 そういうことで、さらに共助についての、これはできる範囲での話になりますが、日ごろからそういう取り組みをぜひ意識してほしいというふうをお願いをしているところでございます。

議 長 (山口経正議員)
 5 番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 自主防災組織関係は、ちょっと後で質問をさせていただきますので。
 町長の答弁の中で、減災という考え方が大切であるという、減災に向けて継続的に取り組むことが重要だというふうに、ちょっと走り書きしてなんですけども、この減災の取り組みで、これまで町として行った代表的なものをお聞かせください。

議 長 (山口経正議員)
 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

町長が御答弁申し上げた減災につきましては、最近の自然災害というのは強大な災害、要するに悲惨な災害を招くという現実がございます。ですから、防災、要するに災害を防ぐというのは、もう限界があるという観点からの減災という視点に移行してると、これは国の考え方もそうなってるんですけども、減災っていうことは、要するに何か災害が起こった場合に、人の人命や財産に関する災害を極力抑えよう、少なくしようという視点ですので、ちょっと具体的にどういうことかというよりも、総合的なそれぞれの所管をする部分での取り組みが、国または県の主導のもとに進んできているというふうに御理解いただきたいと思います。

議長
5番

(山口経正議員)
分部議員。
(分部和弘議員)

減災対策ということで、最近よく耳にする言葉ですけども、地震が起こった後じゃなくて、起こる前も減災はできるんですよ。家具とかの倒崩壊防止対策、それも減災になりますよね、早目にやれば。そういったところも含めて、しっかりと減災という意味ではやっていただきたいなというふうに思います。

そういった中で、減災関連にこれもなるのかなというふうに思いますけれども、多くの自然災害では突発的なものが多く、初期の対応はまさに地域での対応となってくるのかなというふうに思っております。

自分の身は自分で守る、あるいは御近所の助け合い等の自助、共助での協力が多くの人命が救われておるのかなというふうに思っております。また、日ごろからの地域のやはり結びつきは重要なものというふうに思っております。また、日ごろからの地域のやはり結びつきは重要なものというふうに思っております。また、日ごろからの地域のやはり結びつきは重要なものというふうに思っております。また、日ごろからの地域のやはり結びつきは重要なものというふうに思っております。

議長
総務課長

(山口経正議員)
総務課長。
(古賀 洋君)

長与町として、町全体で避難訓練というのを実施したことは、過去なかったと思います。

それとは別に、地域ごとに自主防災組織が主体となって、避難訓練とまでは、今のところ私の記憶にはないんですが、例えば防火訓練とか、そういうことをやっていただいているという状態ではなかろうかと思っています。

議長
5番

(山口経正議員)
分部議員。
(分部和弘議員)

計画書の中に、避難訓練については自主防災組織で行うということが明記されておりますので、そこは理解しておりますけども、今現在の自主防災組織ですけども、しっかりと体制が整えられるというふうに思いますが、この自主防災組織の、繰り返しにちょっとなる部分がありますけども、避難訓練についての所期の目的っていうのは本当に達成されているのか、あるいは全

ての防災組織で避難訓練は行われているのか、あるいは防火訓練は行われているのか、お尋ねをいたします。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

防火訓練につきましては、実施していただける組織数が近年ふえてきています。それと、防火または避難に限らず、自主防災組織での催し等は、過去よりも積極的に今取り組んでいただいていると思います。

具体的に、避難訓練をやっていただいた組織の数は、申しわけありません、今この場ではお答えできません。

議長 (山口経正議員)

5番 分部議員

(分部和弘議員)

各地区の自治会も踏まえて、自主防災組織で町民皆さんが、災害に対する意識づけを行っていることは重要だというふうに私も理解します。これを町が一体となって長与町の避難訓練を行うことで、より一層の防災意識の高揚につながってくるのかなというふうに思います。

そういった意味では、防災計画書にも避難訓練を行うようになっていうふうになっておりますので、どうして町の防災訓練はまとまって行われないうのかなというところをちょっとお聞かせください。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

例えば長崎県が実施する防災訓練というのは、毎年実施場所を変えて実施されてます。我々、町の関係者も、例えば消防団であったり参加できるというか、これは見に行くという観点になりますけども、そういうことで参加はいたしております。

なかなか県レベルではない市町のレベルで防災避難訓練とかいうのを実施できていない理由は、やはり訓練を実施するに当たっての人的、予算的さまざまなハードルが高い部分が現実にはあるということで、我々としても残念ながら今まで実施してこれなかったというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

5番 分部議員。

(分部和弘議員)

いろいろな意味で、人を集めるということは本当に、今言われたようにハードルが高いかなというふうに思いますけども、先般行われました長崎がんばらんば国体、自治会単位でしっかりとした応援体制が組みました。あれも期間からいけば大分スパンがあったかというふうに思いますけども、練習した期間というのは限られた時間だと思います。そういった中であれだけの応援ができたということは、これも避難訓練に例えれば、あれだけ短時間でできたということであれば、これも周知さえすればできるのじゃないかなと

いうふうに私的に思いますけども、そういったところはどのように考えてますか。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

一挙に町全体として取り組むということは、かなり難しい面もあろうかと思えます。

一方、今、自主防災組織の中で、これは背景に、自治会の加入率の低下という問題もありまして、何かあったときにお隣の方さえ知らないとか、そういうところをやはり改善していく必要がまずあるのじゃないかと私たちは思っています。

そうしながらも、その自治会または自主防災組織の活動が、より密接になっていく、結局は人と人のつながりだと思えるんですね。それをどうやって避難訓練等につなげていけるか、例えば自主防災組織の中で我々のところは地域の関連がかなり強いと、近くの人をほとんど知っていると。そういうことで、例えば避難場所があって、何かあったときに、そこに避難する経路を自分たちで考えてみたとか、そういうふうな取り組みが進んでいる組織に対して、避難訓練をまずモデル的にやっていただけないかとかいうようなことを考えていきたいと思えます。

議長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

ただいまの回答の中で、理事者のほうがようわかっているかなというふうに思いますけども、改正土砂災害防止法が出ております。

そういった中で、避難体制の強化で市町村防災計画書において避難場所、避難経路を明記するようになっております。それは区域指定になった場合、そういったことになっておりますけども、指定になろうとならんと、疑いのあるところがありますよね。そういったところを見れば、やはりこれは避難訓練、避難経路というのは必然的に明記すべきじゃないかと私的には思うんですけども、そこら辺の考え方、どのように思っておられますか。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

危険区域の指定と危険箇所の公表というのは、先ほどの議員さんの御質問でも少し触れさせていただきました。今、議員さんがおっしゃるように、長崎県のほうで基礎調査に取り組んでいただいておりますので、数年後に、済みません、先ほど申し上げた用語は警戒区域の指定でございました。警戒区域の指定になりますと、当然といえますか、建物を建てる場合の制限とか出てくるので、過去、賛否両論があって、なかなか指定が進まなかったという実態もあったようでございますが、今回の改正によりまして、調査が終わった段階で公表するというふうになっておりますので、調査が終わった数年後、

3年とかいうスパンだと思いますけども、その時点では県のほうから調査の結果を公表されるものだと思います。それは議員さんもおっしゃるように、その時点までにはそれぞれの地域における避難場所の指定、これは先ほど町長が御答弁しましたけど、これもまた新たな指定の仕方に変更するようになっていふうになってますので、並行して対応を考えていかなければならないと考えております。

議 長

(山口経正議員)

分部議員。

5 番

(分部和弘議員)

私的には、自主防災組織もそうであり、長与町でもそうであり、ぜひこれは真剣に避難訓練というのは考えてほしいなというふうに思います。

そういった意味では、東日本の釜石市の奇跡、記憶にあらうかというふうに思いますけども、これはたまたまではないんですよ。釜石市内の全小・中学校は、長年の防災教育活動があつてできたと言っております。それは、群馬大学の片田教授が、震災ある8年前から防災教育を推進してきたと報告にあつております。

そういった中で、三陸町の先人から言い伝わった「津波てんでんこ」、この言葉は釜石市の奇跡を知ってる方は知ってるかというふうに思います。津波のときには家族のことも構わずに、てんでんばらばらに避難しなさい、こういった言葉です。避難をちゅうちょすることは、回避するには絶対避難する行動を経験していくことが有効だとも言われております。人は実行したことがあることしか、いざというときに実行することはできません。頭で知識として理解していることでは不十分だと私は思っております。だから何回も、前もこの避難訓練には質問させていただきました。やはり住民が本当にこの町に住んでよかった、安全・安心な町だったと言えるような町になっていただきたいというふうに思いますので、この件についてはいろいろと検討をいただきたいと思いますというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、避難所について再質問をさせていただきます。

今回は避難所の関係で、女性の目線であつてということで質問をさせていただきました。今回はペット関連でちょっと質問させていただきたいと思います。

東日本の教訓になりますけども、ペットとの避難所で共存するに当たり、いろいろな問題が多発したということの報告があつております。異臭や鳴き声など、避難所の運営は特に問題になるという声もありますが、避難所のこういったペットとの共存するに当たりのルールはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議 長

(山口経正議員)

総務課長。

総務課長

(古賀 洋君)

避難所につきましては、先ほどちょっと触れましたけど、災害対策基本法の改正によりまして、町長の答弁にありましたように、指定緊急避難場所と指定避難所というふうに区別するようになっております。今、来年の改正に

向けて作業を進めているところですが、その2つの施設の役割として、まず指定緊急避難場所というのが、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所、言えば一時的な部分がまずあるというふうに受け取っていただいていた方がいいかと思います。

一方、その指定避難所というのは、災害の危険性があり、または災害が発生して、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させるということが目的、区分の一つになっておりますので、議員がお尋ねの分は、ある一定程度の避難を余儀なくされた場合に、ペット対策についてはということになるかと思いますが、正直申し上げて、まだ今のところ、そこまで具体的な検討が進んでおりません。これは来年の防災計画の見直しに折り込めるかどうかちょっとまだ断言はできませんが、避難所の指定の変更に伴いまして、女性に優しいとか、いろんな配慮が必要だと思われるので、その辺は十分考慮していきたいかと思います。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

そうですね、長与町内でも犬の登録数が約2,000頭を超えております。そして多くの愛犬家もおりますので、そういった中で災害が起きた被災地では、その動物が被災者を癒やすアニマルセラピーというのに注目が行っております。そういった観点から、先ほど答弁の中で取り入れていくという話でしたので、ぜひそういったルールも織り込んでいただいて、健全な避難所運営にしていきたいというふうに思いますし、これは環境省が昨年8月に全国の自治体にガイドラインを示してるはずだと思いますけども、そういった中で、やはり災害が多い地域と、長与町みたいにあんまり大きな災害というものがない地区で温度差があるのかなというふうに思いますので、そこら辺は、あるないの区別じゃなくて、しっかりと運用を決めていただいて、避難所の運営もしていただきたいなというふうに思います。

次に、避難所関係で、今回、各自治体向けにハザードマップが配付されております。そういった中で見ますと、私が住んでる地域では土石流警戒溪流地区の下に避難所があります。両サイドには急傾斜地崩壊危険箇所というふうになっておりますが、それはちょっとっていうさっきの答弁の中でありましたけども、従来の考え方でいけば、避難所が一番下にある、で、両サイドは急傾斜地や崩壊危険箇所があるなんて、ただ単にハザードマップが配られましたよね。あれ何かちょっとフォローがなってないのかなというふうに思います。あれもらった方々は、ここは素直に、あっ、土石流で危なかとばい、倒壊してくるばい、ここには逃げられんばい、どがんしようかっていうような気持ちになるはずです。そのあげく、今度は長崎県から区域指定を調査をしますと後から来る。そういうちょっときめ細かな何か、住民に対する周知が必要じゃなかったのかなと私的には思うんですけども、そこら辺の周知のあり方っていうのをちょっとどのように考えられていたのか、お伺いいたします。

議 長

(山口経正議員)

総務課長。

総務課長

(古賀 洋君)

ことしの秋に提供させていただいたハザードマップにつきましては、県が構築しているハザードマップ支援システムに参画して、そのデータをもとに長与町独自で、今おっしゃった避難場所、現在の避難場所ですね、の場所を明示するとかいうことでつくらせていただきました。

まず、データ自体が制度が県のデータを使うしかありませんので、若干見にくいところはあったかもしれません。今おっしゃったように、あれを見られているいろいろ問い合わせが実際ございました。先ほど私、言い間違えたように、警戒区域の指定と危険箇所の公表っていうのがどこまで御理解いただけるか、公表する前に悩んだところです。で、警戒区域の指定を受ける前の危険であるかなと思われるところを危険箇所として公表したというスタンスになるんですけども、これは一応うちのホームページを見ていただければ、県のホームページまでリンクは張っております。そこに解説はあるんですけど、それを見てもなかなかわかりにくいと。そこで私たちが、まだこれは危険箇所の指定というのはこういうもので、そこまで重要に考えなくてもいいですよという話はやはりできません。ですから、そのまんま公表させていただきました。この件について説明が不十分な面はあつたかもしれません。ただ、今お話ししてる内容がどこまで伝わるかは、ちょっと私自身も自信がないところがありまして、警戒区域でないからいいよとか、そういうことではないと思います。ですから、あらかじめ県のほうで危険性があるよというのを公表されてる以上は、そういう認識で一応日ごろからおっていただきたいと思えます。

そこで、その区域の近くに現在の避難所があるじゃないかと、おっしゃるとおりです。これについては見直し作業の中で、新しい区分に応じた避難所、済みません、名称は2つ別々ですけども、それに依じて役割を分担しながら指定する場所の精査は行います。

議 長

(山口経正議員)

分部議員。

5 番

(分部和弘議員)

町にもいろいろと苦情があったということですので、やはりある意味、見た瞬間は誰でも思うのかなと思いますので、そういった周知をよくしていただければなというふうに思います。

そういった中で、避難所関係ですけども、災害対策基本法の改正がされて、避難所関係、今検討されてるということですけども、指定緊急避難場所については、この文言がありますよね。災害が発生した、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとによっていうふうにかかれております。だから、これは要は避難場所については、そういった種類ごとに避難場所を設定しなさいというふう書いてあるのかなというふうに思いますが、そういった避難

所に対してはそういった、今は避難所だけしか書いてないですけども、そういった種類ごとの区別もされるんですかね、ちょっとお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)
災害の種類ごとの指定ということは、我々も意識して作業は進めていきたいと思えます。ただ、実際に指定する避難所について、複数の災害で避難場所と指定してる、この辺はどういう形で、表現ほうがわかりやすいか、少し工夫をしたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)
ぜひよろしく願いしておきたいというふうに思えます。
最後に、町長に質問いたします。
最近の自然災害、御嶽山の噴火、それと広島のと砂災害、長野県の地震を見て、町長が今、何を感じて何が必要と実際思っておるのか、そういったところをちょっとお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
今おっしゃられた災害というのは、多分に、例えば御嶽山の場合は、やはりそういった火山列島の中にあるとか、そういったものがありまして、大体あらかじめそういったものが漠然としながら起こるだろうということは予想されるわけでありまして。
ところが、実際起こるかどうかというのは、本当に突発的なものでございまして、そういったことも踏まえまして、私たちがやっぱり一番考えんといかんことは、やはり地域住民との総合的な連携が常にとれるという、そういったものの体制っていいんでしょうか、そういった面でいえば、やはり地域の方々の生活が皆さん方は大体わかるような感じで、そういった感じでの自主防災組織というのがありますけども、その以前の自治体のありようとか、それから各そこへ住む方々のコミュニケーション、こういったものがどういふふうになっているのかというようなことを、そういったものがまずは一番重要ではないかなと、そんなことを感じております。

議 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)
町長が言われてるとおり、人と人とのつながり、連携の体制ですね、これがいつも何かある場合に言われてるといふふうに思えます。しっかりとそういった体制をつくっていただいて、いざ災害のときには運用できるようにお願いしておきたいというふうに思えます。
次に、悪徳商法関連の再質問をさせていただきます。

今、回答の中で、悪質商法や詐欺犯罪等の相談がことしは65件というふうな回答がありましたけども、これは所管する課で年間当たりどの程度の時間を割いてるのか、そういったところでちょっとお聞かせください。

議長

(山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策

(大津鉄治君)

課長

お答えさせていただきます。

相談時間にどれくらいの時間を費やすかということでございますけれども、その相談内容にもよります、その取引に対するクーリングオフに対するはがきの書き方の指導、あるいはクーリングオフを過ぎた消費者契約法に関する通知の作成等、それぞれによって時間の差があるというところでございます。

議長

(山口経正議員)

分部議員。

5番

(分部和弘議員)

時間的にも、ある程度はそういった相談事に費やされているというふうに思いますけども、そういった中で、職員の通常業務に対する、これも通常業務に入ってきてるのかなというふうに思いますけども、やはり負担になってないのかなというふうに思うところがあります。なぜならば、専門知識っていうのを習得されてない職員の方が対応しております。そういった中で、やはり研修とかなんとか受けられての対応だというふうに、そこら辺は理解しておりますけども、悪質商法も巧妙化してきておりますし、詐欺のほうもそうですけども、本当にその対応や対策は確実に新手の詐欺、あるいは悪質商法に対して対応できてるのかという不安な面も私は思っておりますけども、そういった中で、専門性を持った専任相談員の配置は考えられないのか、ちょっとお伺いいたします。

議長

(山口経正議員)

総務部長。

総務部長

(中山祐一君)

現在、専任というわけじゃないですけども、今地域政策課のほうで消費者相談関係、受け付けをしてるんですけども、これまでも実務経験を積んでおまして、知識等もかなり蓄積をされております。

そういうことで、町の職員の場合、人事異動等もありますので、できればそういった専門の方を雇用できれば、職員の負担も軽くなるんじゃないかなという気はしておりますけれども、現在の職員もそこまでの勉強をしておりますので、現在のところは相談については十分対応はできてるというふうに考えております。

議長

(山口経正議員)

分部議員。

5番

(分部和弘議員)

十分に対応できてるというふうに回答がっておりますけども、これ長崎

県内を見たとき、こういう新聞等に掲載しておりましたね、長与町、時津町、川棚町、波佐見町、この4町だけが専門員がいないと、ほかのところはおりま
すと書いてありました。町長、人口4万3,000人になろうかという町が
ですよ、相談員が1人もおらんという現状を、これはどのように町長、感じて
おられますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、その4町というのは私も聞いて知っておりますけれども、各市町とい
う、それぞれの対応があるかと思うんですね。長与町の場合は、今、状況と
しましては、現部員の中で対応させていただいて、今のところこうした形で
ついておるといようなこととございますけれども、こういった事件の頻度
とか、あるいは内容というのも非常に巧妙化してるといいますか、そう
いったこともありますから、これは今後のやはり検討課題になってくるだろ
うとは思いますが。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

検討課題ということでしたけども、これは県が新たに雇ったり拡充する町
には、財政状況に応じて補助金を出すというふうに、こう言ってますんで、
そこら辺は十分活用して、フルタイムなのかパートなのか1日置きなのか、
そういった運用は役場のほうにさせていただいて、やはり1件でもそういった
悪質商法、詐欺関連が上がってくるのであれば、そういった相談を受ける窓
口ってというのは、私は大切かなというふうに思います。それこそ安全・安心
のまちづくりにつながってくるのかなというふうに思いますんで、ぜひ前向
きに検討のほうをお願いしておきたいというふうに思います。

自転車関連の質問に入らせていただきます。

各種安全についての取り組みは十分理解させていただきました。今後も継
続的に自転車に関する安全の取り組みもお願いしたいというふうに思います。

そういった中で、私がちょっと心配しているのは、自転車事故の加害者と
しての責任、あるいは事故に遭った場合の自分を守る保険、そういった保険
の加入状況等、わかればちょっとお伺いしたいんですけども。

議 長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策 (大津鉄治君)

課 長 自転車に対する保険ということでございます。

これはいろいろ保険制度がございまして、例えば日本交通管理技術協会
で行っておりますTSマーク、あるいは日本サイクリング協会とか、あるいは
日本自転車協会、それから民間のあらゆる生命保険、損害保険会社が独自に
つくっておられる保険制度とか、そういったいろんな保険制度がございま
すので、こういった入ってらっしゃる件数っていうところまでは把握をいたし

議 長
5 番

ておりません。

(山口経正議員)

分部議員。

(分部和弘議員)

なかなか把握も難しいかなという、そこは十分理解しております。保険の未加入者の、なぜ未加入かということでもちょっと新聞に載ってたんですけども、年間保険料が高い、過去に加入したが更新してないという方がほとんどなんですよね。そういった意味では、町内及び近隣の自転車販売所において、ある程度の町民の安全・安心を考えれば、周知、広報活動も必要になってくるのかなというふうに思いますんで、やはり加害者になったときに責任と、自分が事故に遭った保険っていうものは、幼稚園から小・中、一般の方まで自転車は利用されております。そういった意味では、ぜひ加入促進の方法もしっかりできないかというふうに思いますんで、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

そういった中で、自転車のもう1点質問させていただきますが、趣味や練習目的でサイクリング者が結構、岡地区の方面に行けば走っております。町内、町外問わず利用されてるのかなというふうに思いますけども、極端にこれ、競技用であったりしてスピードが速く、一般歩行者、あるいは一般自転車が危ない状況も見受けられます。そういった対策は、警察を含めてどのような指導がなされているのか、あるいはできないものか、そういったところをちょっとお伺いいたします。

議 長
地域政策
課 長

(山口経正議員)

地域政策課長。

(大津鉄治君)

通常の自転車にも、通常言いますママチャリ、普通の家庭用自転車とか、あるいは言われるロードレース用のツーリングを目的とした自転車とか、そういったものもいろいろあるかと思います。

自転車については、通常一般的な自転車はなかなかスピードも出ない、スピード規制も法定速度が決まっているところの法定速度までが自転車の制限というふうなことになっているようでございます。

それで、通常、先ほど申した日本サイクリング協会とか、あるいはロードレース、そういった中での道路の走り方等のマナー、そういったものは独自に多分決められておると思います。それ以上違反する場合については、当然警察の取り締まり等になるかと思います。

したがって、町といたしましては、現在までは一般的な自転車に対する安全対策の広報等については常々務めておりました。ただ、そういった趣味の世界で一般道をスピードをもって走られる車についてのちょっと周知徹底は、現在のところまではなかなか進んでなかったのかなと思っております。

そういった今情報をいただきましたので、そういった警察等々のいろんな話し合いとか、そういうときにも情報提供させていただいて、よりよい警察からの指導もいただきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
 5 番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 よろしくお願ひしたいというふうに思います。
 次に、低炭素社会のほうに移ってまいりたいというふうに思います。
 1 点ですけれども、非常に難しい低炭素社会は問題であります、住民皆さんにも低炭素社会の実現に向けて協力していただく必要があるのかなというふうに思います。
 また、住宅や建物からエネルギー消費やCO₂ 排出量も削減しなければなりません。ですが、各世帯のライフスタイルの変化で、エネルギーの消費やCO₂ 削減するのは容易ではないのかなというふうに思っております。
 そういった中で、やはり継続した啓発活動による意識改革は必要じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の町の考え方を伺いたします。

議 長 (山口経正議員)
 生活福祉部 生活福祉部理事。(益富雅彦君)
 理 事 町民皆様へ向けましての対策ということでございますけれども、先ほどから町長御答弁申し上げておりますように、資源の拠点回収を初めといたしましてさまざまな取り組みを行ってきているところでございます。
 その中でも、答弁の中にごさいましたように、小型電子機器のリサイクルシステム構築事業というのを新しく始めたところでございます。そういう事業を行っていくことが一つの継続的な啓発につながるものとも考えております。
 それと、答弁の中にはございませんでしたけれども、長崎県の地球温暖化防止活動推進委員会さんに活動をしていただいております、非常にわかりやすい地球温暖化対策の出前講座ということで好評をいただいているところでもございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
 5 番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 今出ました出前講座ですね、私も受講いたしました。ぜひそういった講座を随時開催していただいて、周知のほうも願ひしておきたいというふうに思います。
 次に、11 月末で締め切られたというふうに思いますけれども、節電効果が期待される九州エコライフポイント制度について、この周知及び参加者の実際は把握されてるのか、ちょっとそこら辺をお伺ひしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
 生活福祉部 生活福祉部理事。(益富雅彦君)
 理 事 実態ということでございます。この事業につきましては、昨年の10 月に県の未来環境推進課より参った事業でございます。その際に、パンフレット

等を町に配付があつてございます。それに基づきまして、カウンターではございますけれども、申請の周知というのを行ったところでございます。県のほうに確認をいたしましたところ、募集件数については、余り多くを募集できないという部分もあられるということで、実際、応募数につきましては900件から1,000件、県内でということで把握をいたしております。町についてという形については、申しわけございませんけれども把握できておりません。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

このエコライフポイントについては、もう家庭でできるCO₂削減に向けた節電の簡単な取り組みの一步かなというふうに思いますし、またこれに参加することによって、ポイントで買い物がコンビニエンスストアなんかでできるという特権もありますんで、ぜひこれは大きく広げていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

次世代カーについては、この長崎県のビジョンの中で設置を検討していくということでしたんで、ぜひ前向きに検討していただいて、早期の設置に向けて行動を起こしていただきたいなというふうに思います。そういった中で、やはり次世代カーになれば電気自動車かではなくて、次、一步進めれば水素自動車もこれからの時代に来るのかなというふうに思います。現在、水素ステーションは7カ所しかありませんけども、国は2015年まで100カ所の計画を立てております。これも補助金等で十分活用できれば、長与町も低炭素社会に向けた先進地に向けてなっていくのかなというふうに思いますんで、町長もそこら辺は十分理解していただいて、CO₂削減に向けて長与町が率先的に先進地になるようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時50分～13時00分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、西岡克之議員の①福祉政策について、②定林橋の人道橋についての質問を同時に許します。

10番、西岡克之議員。

10 番 (西岡克之議員)

お昼から1番目で、皆さん、眠たいでしょうけども、おつき合いをお願いいたします。質問をさせていただきます。

まず初めに、福祉政策についてでございます。もう御存じの方はおありかと思いますが、地域包括ケアシステムについてということです。初めに、地域包括ケアシステムという言葉は、1970年代の半ばごろ、広島県の御調町、これは現在、市町村合併で尾道市になっておりますが、その山口昇医

師が初めて使われた概念です。どういう内容かといいますと、山口医師は脳外科の専門医で、脳卒中で入院された患者さんが手術、治療をする中で症状が改善し、退院をしましたが、またしばらくするとこの患者さんが寝たきりの状態で、しかも認知症の状態で、おむつを当てた状態で再入院するということがたびたびあったそうです。せっかく回復したのになぜこんなことになるのかと調査をすると、退院後の元患者さんである方が、在宅での療養生活で、家族は共稼ぎ等による家族介護力の低下、当面自宅では誰も見てくれないということが想像できますが、おむつで失禁を余儀なくされる不適切な介護、自宅の介護環境の問題、さらに日中の家族不在により閉じこもりがちになるために、認知症の低下などが見られることなどの複合的な要因によるものであったと分析をされました。山口医師は、この状況に対応すべく医療を自宅に届ける出前医療、訪問介護、保健師の訪問、リハビリテーション、さらには地域住民による地域活動の充実などの活動を導入するとともに、1980年代には病院に健康管理センターを増設し、ここに町役場の福祉と保健行政を集中させて、社会福祉協議会も移設し、文字どおり保健、医療、介護の一体的な推進体制を構築することになりました。利用者の生活課題を発見し、その課題の解決を目指して現場に必要なサービスをつくり出し、さらにこのサービスが有効に機能するように、サービス提供体制を地域で総合し、これを円滑に実施するために行政組織の統合にまで及ぶという実践は、今日の地域包括ケアシステムの先駆けとなったのであります。この地域包括の創始から25年後に介護保険制度が導入され、さまざまなサービスが導入されました。このシステムの中に、これからの地域包括ケアシステムの原点があるんだと感じます。もっとも、地域包括ケアシステムは法律で明記され、実施に向けて行政はシステムをつくり上げていかなければなりません。

そこで、本町としては、現在どのような形で進めていくのか、スケジュールなども含めて質問いたします。ちょっとずれてますけども、イ、現在の進行状況はどうか質問いたします。ロ、先ほど文章の中にあるように、単に所管課だけで進める、本町で言えば介護保険課ですけども、だけで進めるというには限界があると感じます。町長はどのように感じているか質問をします。ハ、この制度はボランティアの働きが重要になってきますし、力を発揮すると感じます。そこで、私が強力に推進した介護福祉ボランティア制度の現状はどうか、質問いたします。ひとり暮らし高齢者見守り制度は、現在、社会福祉協議会のマンパワーによる見守りと、ITによる見守りが実施をされていますが、今後の方向性についてどうか質問いたします。

次に、前回質問したピロリ菌の質問趣意について、その後の進展はどうかを質問いたします。

3つ目、町内保育所の運営状況について、待機児童のことも含めて質問をいたします。

大きな2番目の定林橋の人道橋についてでございますが、これは同僚議員も何回となく質問をしております。その後の進展状況は、現在どのようなになっているのか伺います。

議 長
町 長

以上、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(山口経正議員)

町長。

(吉田慎一君)

それでは、地域包括ケアシステムということで、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目、1点目でございますけれども、団塊の世代が75歳となる2025年を目標に、介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できるような、長与町に合った地域包括ケアシステムを構築する必要があると思っております。このシステムの概要といたしましては、国のほうで標準のケアシステムが示されております。このシステムの大きな柱として、1つ目は在宅医療、介護連携、2つ目としまして認知症施策の推進、3つ目としまして地域ケア会議の推進、4つ目が生活支援サービスの充実と、この4点が掲げられておるわけでありまして。この地域包括ケアシステムの中核をなすものが地域包括支援センターやケアマネジャーでございます。医療機関に入院されていた方が退院する場合、退院後、在宅でどのような通院や介護サービスが必要かを医師の意見と本人の意向を調整してコーディネートしていかなければならないわけでございます。また、在宅の高齢者に対しまして介護予防の観点から、老人クラブ、自治会、ボランティアやNPO等地域資源を活用し、地域に即した生活支援等を行い、地域で高齢者を見守っていく体制づくりが現在、求められているところでございます。

当町としましては、このシステム構成をどのように行っていくか、これまでの現状分析と2025年における人口、高齢者、要支援、要介護者等のほか、それに要する給付費の額などを推計し、今回の第6期介護保険事業計画にどう反映させていくか、現在検討をしているところでございます。

次に、ロの質問でございますけれども、この地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど述べましたように、介護保険制度の将来のあり方として想定されたものでございます。また、現在進めております平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画は、この地域包括ケアシステムを2025年までに構築するための第一歩と考えており、その中で当然、医療機関、介護事業所、地域などとの連携においては、介護を中心とした調整が必要となってきます。そのコーディネートを図っていく役割を担うのが包括支援センターと考えているところでございます。今後、各種関係団体等の御協力をいただきながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて進めていきたいと考えております。

次のハの質問でございますけれども、介護予防サポーターポイント制度は、高齢者の介護予防サポーター活動を通して社会参加を促し、あわせて高齢者自身の介護予防を推進することを目的として、平成25年3月に長与町介護予防サポーターポイント制度実施要綱を策定し、実施を社会福祉協議会へお願いをしておるところでございます。これまでの状況といたしましては、平

成25年度にサポーター制度の取り組みについて、先進地の視察や検討を行い、本年1月から3月まで講習会を3回開催し、40名の参加がっております。また、サポーターの受け入れ施設として、4カ所から受け入れについて承諾をいただいたところでございます。平成26年度におきましては、サポーター活動の周知を図るため、これまで説明会や講習会4回を開催するとともに、受け入れ施設等の拡大のため、デイサービス事業所などにも依頼し、11月現在、9カ所での受け入れが可能となっております。また、サポーター増員のため、認定活動項目につきましても拡大していくよう協議を重ねているところでございます。

次に、二の質問でございますが、高齢者見守りなどの現状としましては、民生委員・児童委員様を初め、町の長与町地域福祉計画を受けて長与町社会福祉協議会が作成しました長与町地域福祉活動計画、これをもとに自治会の福祉員によるひとり暮らしの方への訪問、見守りを行っているところでございます。また、介護保険課におきましては、訪問看護師により毎月70歳、80歳、90歳到達者宅を訪問し、健康チェックを行うとともに、今後見守りが必要と思われる方には要援護者台帳を作成し、その後も定期的に訪問をしているところでございます。

一方、企画課で県の補助を受け、モデル事業として百合野地区で実施しておりますICTによる見守り事業は、議員御承知のように、テレビの電源を入れることで、指定された最大5名の方にメールでテレビの電源が入ったことを通知するもので、先ほどの民生委員、福祉員を初めとするマンパワーを補完するものとして有効ではないかと考えているところでございます。今後、ICTの実証実験の結果を踏まえ、マンパワーとICTを組み合わせた形での見守り体制について検討をしていきたいというふうに考えております。

福祉政策についてでございます。1点目、2点目のピロリ菌検査の進展状況でございますけれども、さきの9月定例議会の際に御答弁申し上げましたように、ピロリ菌の検査につきましては、現在、他の自治体の状況や地元医師会との協議を行いながら、実施できないか検討を行っているところでございます。

(「もうちょっとゆっくり」の声あり)

町 長 (吉田慎一君)

さきの9月定例議会の際に御答弁申し上げましたように、ピロリ菌の検査につきましては、現在、他の自治体の状況や地元医師会との協議を行いながら、実施できないものか検討を行っているところでございます。対象者の選定や検査の方法、がん検診や特定健診等と同時実施が可能かどうか、自己負担額や町の負担の面など、いろいろと検討すべき事項がございますので、どのような形になるかは今のところ未定でございますけれども、実施できる体制が整いましたら広報等を利用し、お知らせをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

1番目、3点目につきましてです。町内保育園の運営状況といたしましては、町内在住者の町内7園での10月入所状況を昨年と比較いたしますと、

昨年は866名、本年は912名とふえております。状況としましては、保育園へ尋ねたところ、各園それぞれ違いはございますけれども、保育士確保等、対応に努めていただきましたが、想定以上に入所希望が多く、受け入れができず、残念ながら待機が出ているのが現状でございます。また、待機児童数は、10月の入所状況で14名でございます。ゼロ歳児が9名、1歳児が1名、2歳児が2名、3歳児が1名、5歳児が1名となり、ゼロ歳児が例年と比べますと多くなっておるところでございます。

続きまして、2番目の定林橋の人道橋の進展状況でございますけれども、この人道橋に関する御質問、御要望は過去にもいただいており、事業推進に当たりまして検討を行ってきているわけでございますけれども、国の補助事業を受けるに当たり、現在、第3期の旧まちづくり交付金事業において採択をお願いできないか、県、国へ協議をいたしている状況でございます。その結果が判明するまでしばらくの時間がかかるのではないかとこのように思っておるところでございます。以上であります。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

再質問をさせていただきます。先ほど答弁にありましたように、2025年問題ですかね、もう御案内のとおり、今の団塊の世代の方々が80歳前後になられたときに介護が非常に必要になるという、それが2025年問題でございます。このときに視点を合わせてっていうわけでもないんですが、とりあえずはターゲットポイントに置いて、その手前で介護、医療、それとをやっていくという形になるのかなと思います。なかなか先のことでございまずので、ちょっと雲をつかむではないですけども、どうやっていけばいいのかという、わかりにくい部分があると思うんですけども、これは税と社会保障の一体改革っていう、聞いたことあるの、その中からでも生まれたことでございまして、確実にやっていかなければならないことでございます。

そういう中で、まず現状を知るという意味で、実際調査っていうんですかね、そういう部分が必要になってきます。まずそのニーズ調査とか実態調査とかいう部分で、その手前の先の分で、認知症の高齢者の2025年までっていう形の推計っていうのはできておられますか。まずそこをお尋ねいたします。

議長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)

2025年度ということで、本年の4月1日現在でございますけれども、現在把握している認知症の数っていうのは1,010人というふうに認識しております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

現状で町内で1,012人ということですね。わかりました。これは前回、同僚議員、内村議員の質問の中でもたしか言われてたと思います。その中でも、答弁の中で、高齢者のニーズ調査等に基づき、地域の社会資源及びそれを支える支援者の課題がございましてと言われてますので、ニーズ調査は現状ではできてますが、その2025年、なかなか予測はしにくいと思いますけれども、ここ数年の増加から、大体2025年まではどのくらいまで上るのかなという形は、予測はできておりますか。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)
済みません、先ほどの認知症の数なんですけども、1,010人ですね。それで、2025年度における数っていうのは、第6期の介護保険事業計画を策定中の中で、現在、一応推計はしておりますけども、まだその検証というのを今やってる段階ですので、ちょっと数字のほうは控えさせていただければと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
わかりました。推計根拠とかなんとかあるんで、現在そういう形ならばもうお聞きをしますが、所管のほうでしっかり推計をしておいていただきたいというふうに思います。この数字が根拠になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはあえて今、はっきりしてくださいという部分じゃないんで結構でございます。

じゃあ、同じような部分で、高齢者の世帯とか、独居高齢者の世帯とかの推計もわかりかねますか。それはどう感じられますか。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)
同様に、2025年における総人口数、それと高齢者数、あと、前期高齢者、65歳から74歳まで、それと75歳以降の数っていうのは、一応推計で今、出しているところでございます。

それと、その中で独居の数っていうことでございますけども、平成25年度におきまして、純然たるひとり暮らしの数が今、774名いらっしゃいました。これが今後ふえていく可能性は当然見込んでおるんですけども、その数字も一応推計はしていく予定にはしております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
その実態もまだ、先ほどの認知と一緒に、明らかにできないという部分なんだろうというふうに理解をいたします。これをなぜお尋ねしたかというところ、結局、戻りますけども、2025年のときにこの数字がどういうふう

なっていくのかという予測をしないと計画を立てれないという形で、今この3つのことをお聞きしました。これも先ほど申し上げたのと同じように、しっかり所管のほうで把握をしていっていただきたいというふうに思います。例えば長崎市とか比べたら、高齢化率が長与はまだ幾らか違いますので、多少の2025年と今のずれはあるんだろうというふうに思います。しかし、いずれ来るべき問題なので、そこはしっかり把握をしていただきたいというふうに思います。

それと、同様な形で、今、6期の介護福祉計画ですかね、5期までの、今までの検証というのはできていらっしゃいますか。

議 長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課 長 (松浦篤美君)

6期計画をつくるときに、5期までの検証というのは当然必要でございますので、現在検証を進めて、それを介護保険の運営協議会のほうに上げさせていただいて、検証していただくという形になっております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。そここのところをしっかりと検証しないと、先の問題が進まないというふうに理解いたします。例えば総合計画でも一緒なんですけども、コンサル任せで、● の総合計画が今まであったところもあります。沖縄と北海道が同じ総合計画という形も聞いたことがございます。しかし、それじゃあ何の役にも立ちませんので、長与は長与の福祉計画をちゃんと検証をして、自分たちでつくっていくという態度が必要じゃないかなというふうに思いますので、そここのところはよろしくお願いいたします。

続きまして、口の問題でございますが、ちょっとよく書きとめられなかったんですけども、これは今、介護保険課のほう、1階のほうを向いてお話をしていますけども、1階だけの問題ではないんですね、いろんな形が複雑に絡み合ってきます。福祉も来ますし、いろんな問題がありますので、これを進めるには町長のリーダーシップが必要になってくるんだろうと思います。町長がこの問題について、課を横断的にやるシステムをつくっていかねばならないんじゃないかというふうに思います。その辺で町長の決意というか、御理解というか、どういうふうにお考えなのか御質問させていただきます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

まさしく議員がおっしゃった中で、これらをやっていくためには町役場の福祉と保健行政を集中させて、ここにまた社会福祉協議会というのも入ってきます。だから、長与町の庁舎内だけではなくて、社会福祉協議会、それから自治体関係も、医師会関係も入ってきます。そういった形での地域包括ケアの概要ですので、このあたりにつきましては第6期のこの計画を立てる中

で、そのあたりの部分ももう少し明確にしていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね、町長がそういう気持ちでおられるということは非常に心強い形でございます。まさしく介護保険課だけの問題ではございませんで、全庁的な形で、予算もかなり伴ってきます。全庁的な形で取り組んでいかなければならないかなというふうに思います。

では、次に行きます。ハのこのボランティア制度の現状ということで、今、お尋ねしましたら、1から3月で3回講習して40名、4カ所の受け入れが、11月はもう9カ所の受け入れにふえていると、今、当初の答弁でお聞きしました。これは何回も言うようでございますが、役場だけの問題ではなくて、社協も絡みますし、また、高齢者をいかに元気に高齢期を過ごしていただくかと。よくPPKという言葉をお聞きになったことがあると思うんですが、まさしくピンピンコロリでございます。寝たきを少なくする、そのためには目的感を持ってもらう、動いてもらうという形ですね。そのための1施策が介護福祉ボランティア制度だというふうに私は理解をしております。

これをやっぱり推し進めることによって、当然この地域包括支援システムでは、ボランティアであるとか、もちろん医師会の協力も必要ですし、地域の協力も必要で、社協も要ります、いろんな形が丸くなってくるんですけども、その中のボランティアっていう形で、一歩中に入った部分で、そのボランティアはやはり養成をしていかなければならないというふうに思います。法律の関係で、直接介護はできません、今の現状では。しかし、さまざまなそれ以前の部分の介護のかかわり方っていうかな、ができると思いますし、それによってさまざまな、先進地の事例を聞きますと、かかわった方が目的感を持ったりとか、ある意味地域の産業の振興になるんですね。あるところで、鳥栖だったかな、どこだったかな、そこはボランティアをした方に商品券を配ってるとかいうのもあるんですよ。直接介護保険から差し引いてくれるところもあります。商品券をもらえば必ず町内で使いますから、そういう形で産業振興にもなりますし、もとよりやはりそういう介護に形に参画をしているという自覚が生まれると思うんですね。今後の推進はどのようなふうに思われますか。

議 長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険 (松浦篤美君)

課 長 介護のサポーターの件でございますけども、確かに25年から始まって、去年は4施設で、人数はちょっと参加者が少なかったというのもありまして、その原因は何かというと、やはり4施設でしたので、どうしても行くのに交通の便がちょっと行けなかったりということがございます。そこで、ことし

は1つ施設の数もふやして、デイサービスのほうにも一応お願いをいたしております。また、現在ちょっと協議を社会福祉協議会とさせていただいてるんですけども、施設だけじゃなくて個人のお宅の中で、例えばごみ捨て、あるいは話し相手、草取りというような、そういうのもボランティアの活動の項目に入れられないか、現在検討をしております。そういうのが拡大していくことで、このサポーターの数がふえますと、先ほどから言っておりますように、2025年の地域包括ケアシステムの中の一つのボランティアの対応ということで十分対応できるボランティアになるんじゃないかというふうに、今、考えております。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

まさに私も同様な考えでございます。今のうちからボランティアを養成していくという形ですね、これが2025年問題に寄与してくるんだというふうに思います。今後、かかわられる施設にもどんどんふやしていただきたいし、ボランティアさんの数ももっと養成をしていただきたいというふうに思います。推進を求めておきます。わかりました。

その次に、今、地域包括支援システムの中であるんですけども、見守りっていうのが必要になってきます。今までは施設の中である程度症状が進行すると、施設に、施設にっていう形なんですけども、今後は施設も受け入れがそうできなくなります。そうすると自宅にっていう形になっています。国もその方向性を持ってみたいんです。例えば高齢者の方がいらっしゃったら、サービスつき高齢者住宅をつくって住宅を供給するとか、また在宅の形ですね、在宅で訪問診療にはちょっと国のほうで支援をしてあげたりとか、これは先日ある医師の方とお話をいたしました。訪問診療のほうは我々もちょっと手厚い部分があると。クリニックに来られるにはちょっと実質引き下げの部分もあるんですよっていうお話をいたしました。今後、国もやっぱりそういう形で訪問のほうへ、訪問のほうへという形で、在宅へ、在宅へという形で行くんじゃないかなというふうに思ってます。

そうすると、医師が行かれるときとか、また介護の方が行かれるときとかはいいんですけど、それ以外の見守りっていう形がより重要になってきます。今、町長が推進されておられるICTの見守りが百合野地区でされてますね。これとマンパワーの融合が必要になってくると思うんですけども、今のところICTのほうは県の補助金が、たしかついているんですよ。今後それが、3年ぐらいだったですかね、後に補助金がなくなるっていう形があります。そういうときに町としてはどういうふうなスタンスでICTの見守りをされるのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

企画課長。

企画課長

(久保平敏弘君)

現在、百合野地区でモデル事業として取り組んでおります地域支え合い

(I) C Tモデル事業、現在98世帯、うち見守り対象世帯38世帯で御利用いただいております。御指摘のとおり、これは27年度までのモデル事業でございます。ですから、それまでは県との折半で事業費を負担しております。28年度以降は、そういった県の補助はございません。そういう中で、現時点におきまして、先ほどもちょっと午前中にもございましたが、防災情報も含めた身近な情報発信の部分、それと見守り世帯、見守りを受けていらっしゃる世帯の安心感の助長、それと地域の皆さん相互の信頼関係の醸成、こういった部分において一定の効果があつてのではないかという感触を得ております。ただ、モデル事業終了後の拡充、もしくは広域的取り組みの可能性につきましては、今後残されたモデル事業の期間も利用しまして、I C T普及員の、地域にどっぷりつかって活動していらっしゃいますが、I C T普及員の業務内容、もしくは業務量であったり、地域の皆様、自治会役員、民生委員、近隣住民の皆さんとの連携のあり方、それと費用負担のあり方です。当初、導入に際しては機器、機材を購入していただく必要もございまして、毎月の通信費もございまして、それと、一番重要な利用者の評価、こういったさまざまな観点から事業効果及び費用対効果を見きわめてまいる必要があるというふうに考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そういう、確かに今、課長がおっしゃられたとおりに思いますが、一定の効果はあるという形ですけれども、それ以降についてはまだ未定という形で理解してよろしいですか。

議 長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

まだ折り返し点まで来てない状況です。地域からもさまざまな御要望等も頂戴をしております。そういった今後の期間も含めまして、先ほど申し上げた観点から、総合的に考えてまいりたいと。ですから、現時点ではまだ白紙といえますか、一定の効果については認めておりますけれども、やはりマンパワー、それとかなりのコストがかかる事業でございますので、今後見きわめてまいりたいと、そういうことでございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

じゃあ、その中で、確かにI Tを使われる方はいいと思うんですね、これはもういながらにしてわかるという。社協がやってるマンパワーの見守り、これとの融合はどのようにお考えになりますか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉 (田島弘明君)

部長 現在、社協のほうにお願いしております福祉制度なんですけれども、今、10自治会が加入推進をしていただいております。毎年大体30近いぐらいを目標に、自治会にお話をさせていただいて、ふやしていくということで考えております。そういう中で、見守りの福祉員さんたちの動向を見ながら、そのICTのほうとどうかかわっていくかは今後考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、私どもとしては、まず住民の地域から、そういうひとり暮らしの事故、事件が起きないように形を見守っていくということで考えております。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)
今、両方というか、マンパワーとICTをやられてるのを聞いたんですけども、まだ両方とも融合するという形はできてないみたいですね。今後やはり両方のいいところを認め合って、両方でやっていくという形が、片っ方は片っ方でじゃなくて、両方ひっつけて、いい形で、今そのどうのこうのという具体的案はございませんが、両方で見守りをしていくという形をしたほうがより効果的になるのかなというふうに思っておりますので、今後、先ほど私、申し上げましたよね、町を横断するような形が必要ですよ。まさしくその一歩目っていうか、そういう形だと思うので、そこは町長、リーダーシップを発揮して、両方を融合していくような形で見守りを続けていっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。答弁を。

議長 (山口経正議員)
町長。

町長 (吉田慎一君)
今やっておりますICTの部分につきましては、百合野という一つの限定された地域でやってるんですよね。それで今、そういったもので、だから百合野のところはICTと見守りの方との連携はやってるんじゃないかなと思うんですよ。今、所管のほうでそういった意見出ましたけども、ちょっと所管のほうからもう一回説明してもらって。今、百合野地区ではやってますよね、ICTとの連携、ちょっとそのあたり。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
現在、百合野地区でモデル事業でやってるICTの分で、何らかのもし万が一異常等があった場合は、モデル事業のほうの推進員さんのほうにまず連絡がいくようになってまして、それから結局、最終的に機械的なものは支援できませんので、そこで民生委員さんとか自治会の福祉員さんたちとか、連携を図って対応するように、一応道筋はつくっておりますが、今のところそういう事例は発生しておりません。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

発生してないというのは、それはいいことなんで、別にどうのこうのというんじゃない、ただ、先ほど申し上げたように、今、折り返し地点だと企画課長が申されたんで、今まで片道の検証をして、それはそれとして有用に、マンパワーの部分と一緒にやっていかないと、予算が終わりました、県の処置が終わりました、じゃあもうやめますというんじゃない、ちょっといかないというふうに思います。そのときにうまく回るような形を今のうちから組んでおけばどうですかというふうな御提言を申し上げた部分です。そこは御理解いただきたいというふうに思います。では、わかりました。その部分は結構でございます。

あとは、済みません、先ほどちょっと聞き損ねたんですけども、医師会でですね、西彼杵医師会の地域包括ケアシステムに対するスタンスっていうのはどうなのか、もしおわかりだったら今、教えていただきたいとしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

介護保険課長 (松浦篤美君)

西彼杵郡医師会のほうでも一応、介護部会というのができております。先般、その会長さんとちょっとお話はさせていただいております。その中で、その会を、この地域包括システムの仕組み、医師会としての対応というのを随時会議でお話はされてるということでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。医師会ももちろん大きな存在なんで、上手に一緒に巻き込んでやっていかないと、幾ら役場だけ旗を振っても、これはできないシステムとしますので、その辺の御認識をよろしくお願いします。

じゃあ次、ピロリ菌に行こうと思います。ピロリ菌については前回質問いたしました、これは長崎市の私どもの同僚議員に聞きましたら、かなりいい答弁をいただいたという形を聞きました。その後、あれが9月でしたので、3カ月近くたちます。どういうふうな進展かなと思います、その後の進展はどうでしょう。

議長 (山口経正議員)

健康保険課長 (森川寛子君)

町長が答弁申し上げましたように、今現在、他の自治体の状況とか、地元医師会、それから集団健診等を実施していただいております事業団さんとかにピロリ菌の検査がどうなのかっていうこととお話をしております。やはり胃がんのリスクを早期に発見できるということで、利点もすごくありますので、やりたいという方向でいろいろ検討を行っている状況です。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

もう前回言いましたんですけども、御案内のとおりと思いますが、以前はたしか数万円かかっていたと思います。これ、もう検査は除菌のことですよ、除菌に数万円かかっていたと。今は除菌は保険適用で、もう数千円なんです。ただ、数千円の保険適用ですけども、それを見つける部分が大事なんです。見つければ、その数千円で除菌ができると。それを集団健診でやってくださいよと、まずは国保の形でやってくださいと。国保で結果が出れば、次に協会けんぽとかいろんな形の社会保険の形もできると思うんです。まず国保で実績を示して、データをとれば、そのデータが国に行きます。国が行けば、国のほうもいろんな形で、社保とかなんとかで実施できるというふうに思います。その基礎データをとる意味でも、国保でとにかく実施をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひその仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。進展があつてるといいますので、ピロリ菌についてはもうここでやめておきます。

次に、保育園の待機児童の問題ですが、現在7園で866人、本年は912人で、10月で14名ですか、待機が出ていると今、当初の答弁でお聞きしました。これは低学年っていうんですか、ゼロ歳から2歳までがほぼ多いんですね、仕組み的に。保母さんの数も要ります。そして部屋の面積も要ります。多分そういうことになってるんだらうと思いますが、以前は長与町は待機児童はいなかったんです。ここ1年か2年ぐらいで、急にこの年代の待機がふえてるんですよ。それで、これは私も知らなかったんです。ある御夫人の方から御相談があつて、実は勤めに行きたいと。そのためには保育園に入れなければならないんですけども、待機になってしまいましたといって、お子さんはお幾つですかといたら、まだ3歳になってないんですね。2歳何カ月かなと思います。そしたら、近所の保育園に聞きましたら、やはりいっぱいですと。次に、ちょっと遠いとこの保育園にお聞きしてもいっぱいでしたと。最後、福祉課のほうにお尋ねしたら、いっぱいです。せっかく働いて、労働人口の不足するこの世の中に働きに行こうというお母様方がいらっしゃるのに、こういう待機が出たら、ちょっとそれを阻害していくんじゃないかなというふうに思います。ましてやもう町長もお耳が痛いでしょうけども、住み続けたいと、住んでよかったと言われるというのなら、やはりこういう待機っていうのは避けるべきだろうというふうに思います。ましてや先ほどの地域包括と違って、生産活動ができる年代が町内にたくさん入ってきてほしいと思いますね。

横浜市は待機児童ゼロを言ったんですね。そしたらみんな横浜に移り住んだんで、みんなというか、横浜に移り住む人間が多かったんですよ。それで今、待機児童が出てるといふことなんですけども、裏を返せば、待機児童がないということは、町内に導入してくる人口がふえるということなんです。このところはやはりよく見ていくべきじゃないかなというふうに思います。今後、今待機が出ている低学年っていうのかな、幼児っていうんですかね、の部分の解決については、どういうふうにお考えになってますか。そこをお

尋ねいたします。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

今回、特に3歳未満の0、1、2歳児のお子さんが非常に多くて、保育園のほうにお聞きしましたら、今までは何とか園同士とかも含めて、部屋のやりくりとか保育士の確保とかで何とか受け入れを可能にしていたのが、急激にふえてきたということで、今回待機が出ている状態なんですけども、現状では、各園にそういった対応をそのまま引き続き努力していただく状態ではないんですけども、来年の4月から子ども・子育ての新制度が始まりますので、それに合わせて現在、具体的にはお話できませんけども、町内で認定こども園、そういった3歳未満のお子さんを受け入れられるような認定こども園へ移行しようという園とか、あと認可外の保育園が認可をとろうというふうな、そういった受け皿を拡大するような方向で今、準備をしておりますので、来年度からはある程度対応が可能かと考えております。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。認定こども園ですかね、子ども・子育て新法案ができて、認定こども園に移るところが今あるということで、そこができればまたそこも多分、保育園じゃなくて幼稚園がそこに移行すれば、今までの分が幾らかはそっちでカバーできるかなというふうに思いますし、今、答弁の中にあつた認可保育園が出れば、またそこでも幾らかカバーできるのかなというふうに思いますけども、小学校とかだったらある程度、何年間かの推移を見て、きのうも教育長が答弁されておりましたけども、何年かの推移を見て、五、六年の推移があるもんですからできるんですけど、ゼロ歳から3歳というのは1年ぐらいしかないんですね、推移が。だから、読み違いという部分は確かに理解いたしますが、そのところはなおしつかり、もっと現状分析をして早急に対応をしていただきたいというふうに思います。そうしないと、せっかくの生産人口が長与のほうで、だめならもう横ばいという形になって、外に逃げていくという形も考えられますので、ぜひそこはよく見ていただきたいと。もしこのような環境の変化があるようだったら早急にすぐ対応していただきたいと、年度まで待ってもらおうとか、今いっぱいですよという冷たい言葉じゃなくて、すぐ対応をできるようにしていただきたいというふうに思います。それと、じゃあもうその部分はよくお願いという形で終わります。

最後の定林橋の人道橋についてですけども、これ、私以外も何人もの同僚議員も質問をしております。もう3年近くなるのかなというふうに、3年ぐらひはなりますね、思います。いまだに解決が見えないんですけども、そこはどうなんでしょうか。今後の推移はどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと
思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 都市整備課長。

(松邨清茂君)
ただいまの議員さんの御質問にお答えいたします。
確かに2期のまちづくり交付金事業のほうで計上はしていたんですけども、やっぱり財源とかそういったところの都合で、現在、第3期のまち交のほうで採択ができないかという形で、国のほうにはもう申し入れをしております。まだ話が消えたわけではないので、引き続きずっと県、国のほうに要望をしていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
10番 西岡議員。
(西岡克之議員)
わかりました。どうなっていたのかなというのが不安だったので、そういうことでしたら一日も早い解決を目指して鋭意努力していただきたいというふうに思います。
以上で私の質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)
場内の時計で14時5分まで休憩します。
(休憩13時50分～14時05分)

議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。
通告順9、安部 都議員の①新図書館のあり方とブックスタート導入について、②認知症患者における対応について、③障害者福祉政策についての質問を同時に許します。
2番、安部 都議員。
2番 (安部 都議員)
皆さん、こんにちは。お昼からの眠たいときですが、1時間おつき合ください。
それでは、字句の訂正をまずはお願いいたします。2番の認知症患者における対応についてですが、対応策についてということをお願いいたします。それから、上から2番目の今のところの認知症患者は約2,000人としておりますが、1,010人にしていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。
それでは、質問に移らせていただきます。①番、新図書館のあり方とブックスタート導入についてお伺ひいたします。新図書館の建設については、現在、長与町新図書館基本構想策定委員会にて10月16日、第1回目の協議が開催されました。今後、事業計画の概要など策定され、完成に向けての協議が行われます。そこで、町民に親しまれ、信頼される、これからの目指す図書館の役割やあり方について、下記の質問をいたします。(1) 図書館司書によるビジネス支援の取り組みはどうか、お伺ひいたします。(2) 4カ月乳児健診時にブックスタートを開始してはどうか、お伺ひをいたします。

②認知症患者における対応策についてお伺いいたします。現在、日本で65歳以上の高齢者は3,000万人いると言われております。本町では約9,300人の高齢者がいますが、そのうち認知症患者は約1,010人存在いたします。また、全国で認知症患者の5,201人が行方不明となり、そのうちの383人が遺体で発見されております。高齢者の4人に1人が認知症か、その予備軍であると言われております。そこで、認知症患者のこれからの対策についてお聞きいたします。(1)助け合い、支え合いの精神による地域社会で認知症患者を守るための取り組みをなされているのでしょうか。

(2)今後、超高齢社会の進展がますます予想されます。高齢者の特殊詐欺の被害が新たに報告されておりますが、被害防止のため、高齢者への対策などあるのかお聞きいたします。

③障害者福祉政策についてお聞きいたします。昨今、手話言語法の制定を求める意見書の提出を求める請願が、本町を初め、全国でも多くの地域で採択をされております。そこで、視覚障害者や聴覚障害者、または重度の難聴者などがスムーズに社会生活ができるよう、情報の共有や公共施設などの社会環境の改善が必要となります。そこで、以下の質問をいたします。(1)長与町身体障害者福祉協会は、障害者にとってはなくてはならない中核的存在として必要不可欠であります。町としての見解はいかがででしょうか。

(2)長与町要約筆記グループであります。もっと町民に周知し、いろいろな場所で活用してもらいたいと思っております。公共施設における障害者用トイレの設置状況についてお伺いいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

議 長
町 長

(山口経正議員)

町長。

(吉田慎一君)

それでは、安部議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会のほうから回答をいたします。私のほうからは、そのほかの御質問についてお答えをいたします。

2番目、1点目の地域社会での認知症患者を守るということについての御質問でございます。平成26年4月1日現在、長与町の認知症との診断を受けておられる方は、議員おっしゃったように、1,010人となっております。現在の認知症への取り組みとしましては、認知症についての学習と予防方法の実践指導としての脳トレ教室、認知症についての理解とそのサポート役割を学ぶ認知症サポーター養成講座や窓口相談など、介護保険の地域支援事業の中で取り組んでいるところでございます。特に窓口におきまして、家族の方や民生委員の方などからの御相談に対しましては、御本人さんの権利擁護の立場から、成年後見人制度の説明も交えながら地域の問題と捉え、地域でどのように見守っていけるのか検討を重ねているところでございます。地域とのかかわり合いとしましては、認知症の方の個々の状況に応じ、自治会長、民生委員、事業所及びケアマネジャー並びに警察、保健所及び役場と

の地域ケア会議を開催し、認知症の方の見守りなどについて協議をしているところでございます。今般の法改正においても地域包括ケアシステムの柱として、認知症施策の推進が掲げられております。その中では、認知症の早期発見に努め、本人や家族への初期支援を行うとともに、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談事業などを行うことが検討されているところでございます。

2番目、2点目の御質問についてお答えいたします。町内における特殊詐欺被害といたしましては、長崎県警察本部によりますと、全国的な増加傾向と比例して、本県でも本年1月から10月末までの件数、被害額が、既に平成25年度の1年間を上回る最悪のペースで発生をしております。被害件数90件、被害総額4億6,000万と、極めて深刻な状況になっております。また、時津警察署管内では、同じく本年10月末までに被害件数1件、被害額50万円ということでございます。町内におきましては、平成25年度では、金融商品取引等の振り込め詐欺以外の特殊詐欺として、1件の被害額50万円で、本年は幸いにも被害は発生していない状況でございます。町といたしましては、悪質商法被害防止ステッカーの配布や広報誌への相談事例の紹介、相談先案内の掲載並びにホームページによる情報提供などの啓発活動や町地域包括支援センターの訪問看護師、民生委員に対する講習会を開催するなど、警察署を初め、消費生活センター、高齢者関連部局等、関係機関で情報を共有して被害防止に努めているところでございます。今後も町民が安全で安心して暮らすことができる町となるよう取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

失礼しました。3点目がございましたね。済みません。3番目、1点目の長与町身体障害者福祉協会は、障害者にとってはなくてはならない中核的存在として必要不可欠だが、町としての見解はという御質問をいただいております。長与町の障害者福祉を初め、住民サービスの充実を図る上で、長与町身体障害者福祉協会においては、障害がある方の考えや意向などを集約して伝えていただくと同時に、町の施策を周知するためにも多大な御協力をいただいているところでもございます。今後も御協力をいただきながら、障害者福祉の充実を図っていきたいというふうに考えております。

2点目の長与町要約筆記グループがあるが、もっと町民に周知し、いろんな場所で活用してもらいたいのではないかというような質問でございますけども、障害者手帳申請相談時等、福祉のしおりなどの資料をもとに説明をいたしまして、周知を図っております。また、ホームページへも掲載をしております。本町では意思疎通支援事業の中で、長与町身体障害者福祉協会へ委託し、要約筆記が必要な方への派遣を行っております。実績といたしましては、平成23年度が28件、延べ82名の要約筆記奉仕員を派遣いたしました。さらに平成24年度が22件、延べ81名を派遣、平成25年度が16件、延べ69名を派遣しております。また、同じく長与町身体障害者福祉協会へ委託し、開催している要約筆記奉仕員養成講座へは、毎年二、三名の方が受講をされておるということでございます。

3点目の御質問でございますけれども、児童館や公民館等の施設では、障害がある方も利用できる、つまり多目的トイレは設置されております。また、町内の公園でもトイレが設置されている60カ所の公園のうち、そのうち14カ所は多目的トイレが設置をされておるところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

①につきましては、我々のほうで、教育委員会のほうで外部の方も含めて、平成24年7月から検討してまいりました長与町立図書館整備基本計画書を作成する中で検討してまいりましたので、こちらのほうから回答させていただきます。

1点目の図書館司書によるビジネス支援の取り組みについて回答いたします。図書館司書によるビジネス支援は、地域の図書館が持つ豊富な情報の蓄積と、司書によるレファレンスをもとに企業者や経営者への情報の橋渡しの役割を担うことで、地域における経済活動や中小企業経営者等を支援する新しい時代の図書館に求められるサービスの一つでございます。現在、新図書館の建設に伴う基本構想策定におきましても、利用者に対して、調べもの、探しもの、お手伝いしますよというレファレンスサービスの充実も考えておりますので、今後、職員体制の充実並びに研修など、職員の資質の向上についても検討していきたいと考えております。

2点目の4カ月乳幼児健診時のブックスタートについてでございますが、次世代を担う子供たちへのサービスを充実させることは、新しい図書館の最も重要な課題の一つであります。近年さまざまな社会情勢の変化に伴い、親子関係が希薄化するとともに、子育て家庭の孤立化や児童虐待等が深刻化しておりますことは御案内のとおりでございます。御指摘のブックスタート事業は、絵本を介して親子が楽しく時間を分かち合うことで触れ合いを体験してもらうとともに、子育て支援に関するさまざまな情報と機会を提供するものであり、既に取り組んでいる自治体がございます。本町といたしましても福祉部門と連携し、実施の方向で検討しながら、健やかな子供の成長を支援してまいりたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

それでは、再質問に移らせていただきます。今回は新図書館のあり方ですので、ソフト面、ハード面でちょっと多角的に御質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

町長が先日、榎の鼻の新図書館を建設することを表明いたしました。さまざまな住民からの御意見があることは御存じだと思います。さきの住民アンケートで、住民の75%が現在の図書館を利用していないという現状でした。そしてまた、その理由は、駐車場が狭いというのが57%、それから、場所

がよくないというのが23.4%、それから、図書館に行く交通機関の便がないというのが20%でした。このようなことで、やはり新図書館というところで、こういった方たちの意見も多く寄せられてるわけですね。候補地である榎の鼻団地は、傾斜6度がございます。そこで小さな子供や高齢者、車を持たない弱者と呼ばれる方たちにとっては、歩いて行くためには無理であります。遠方から車で行く方たちは駐車場も広いという意味では的確かなというような形で思いますが、昨日も執行部のほうからもコミュニティバス導入という形で、計画が今現在、協議中であるということをおっしゃっていただきました。その点について、再度町長のほうに、この弱者対策ということで、確実に導入されるものなのか、そういうところをちょっともう一度、確認の意味でお聞きします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

町民アンケートということをとりました、今、議員がおっしゃるように、1,227名の回答がありました中で、75.5%が図書館をほとんど利用しないというようなことになりました。その理由としましては、先ほど言いましたように、図書館には行きたくないという方々が33.1%、そして、その中で、図書館に行きにくいという方の過半数が、駐車場が狭いとの回答でございました。今現在、図書館を利用されている方は近くの方々で、お年寄りの方々は行かれると思うんですね。ただ、今回こういう形で、今の現在の図書館の場所っていうのは、すごく狭隘という、狭いということでごさいます、なかなか車も利用しづらいというのがあります。駐車場も狭いというようなことがあります。

そこで今、おっしゃるように、広く長与町民どこからでも来られるというようなところが施設が欲しいと。広いところが欲しいと。それで、その町図書館としましては、単なる図書室っていう機能だけでなく、いろんなことを情報を発信できるような生涯学習もできたりとか、それでいろんなものができるような多目的、そういったものもあわせて考えると。そうしますと、100台以上のスペースもとれますし、百合野からでも岡郷からも本川内郷からも来れると。そして、車を使って来られるんでありますけれども、当然そこには商業施設等々できます。したがって、またいろんな家屋も張りつきます。そうしますと、バスとか、それから、将来的にはコミュニティバスというものも考えられます。

私はやっぱりこのことを考えるときに一番思いますことは、例えば県庁というのがあるじゃないですか、あそこも坂ですよ。長崎市役所もそうです。それから県立図書館もそうです。カナリーホールもそうです。みんなそうです。しかし、それでは高いといって不便ということじゃないですね。やっぱり皆さん方、いろんな機関を使って来てると思うんですよ。例えばそういったことを踏まえて、やはり図書館が情報発信の機能としてどうなるかということ、そして今おっしゃるように、お年寄りも身障者の方も来

やすいというのはどういうものであるかということを考えてときに、やはり広いところであるということ、それから駐車場等々がとれるということですね。そういったものを踏まえて、今の現図書館というのが候補地として上がっているというようなことでございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

そうですね、図書館を新図書館になると、現在は1日300人が利用しています。そしてまた、新しくなると1,600人以上が来館するであろうというふうな予測はされてて、やっぱり100台以上は必要かなというふうには思いますね。そのためには弱者対策として駐車場の問題が、障害者でも誰でもとめられるような、ベビーカー使ってるお母さん方もとめられるような、やはり屋根つきの車椅子用駐車場というのも二、三台は確保しないといけません。その点で、子供たちの教養と人々の触れ合いの場である図書館は、これはもう本当に財産であり、重要なことだと思います。それで、現在地でそれが果たしてできるのか、駐車場の確保ができるのか、そういった面も検討しながら、今後行かなければなりませんけれども、町長としてはその現在の地で駐車場などが確保できるのか、そういった点もあわせてどういうふうなお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、私、申し上げましたけども、そういったことも踏まえて、皆さん方が、恐らく新しく施設ができますと、町外からもいらっしゃると思うんですね。そういった方々を長与町のランドマークとして来やすいと、わかりやすいというようなところだろうと思うんですね。例えば平たん地であればどこでもいいかという、そうじゃないですね。やはりここは長与町の役場に隣接してます。だから、全てこのあたり一体が一つの長与町の中心街として機能を発揮できるんじゃないだろうかというようなことが一つあります。

それからもう一つは、ちょっとまた関係ないことかもしれませんが、長与町にあるいろんな施設っていうのも、これも老朽化していますよね。そうすると、強靱化とか、耐震化とか、いろんな形での再配置っていうのも考えられます。長与町、それから駐車場の問題もきょう出ました。駐車場の問題も狭いと。狭隘な場所であるということでございますので、そのあたりをやはり再配置する必要があるんだろうと思うんですよ。中央公民館も、もう老朽化してます。そういった方たちの全体を見て、1万平米の土地がすぐ長与町は脇にあると。川を挟んであるということは、これはもう本当にすばらしいことなんですね、まとまった土地があると。ここを利用していろんなことを考えますと、いろんなことができると思うんですね。例えば社会福祉協議会とか老人福祉センターとかございますけども、建てかえるとしたときに、じゃあ一旦どこにそれを置くのかという問題があります。図書館を今の

ところにつくる場合に、じゃあどこに建てかえるまで置くかということがございます。そういったものをつくるだけでも恐らく相当なお金がかかるんですね。そういったものを踏まえて、やはり長与町の10年、15年、20年先を踏まえた再配置、そういったものも頭に入れながらつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

この件につきましては、私も50人ぐらい大体、住民の意見をお聞きしたんですね。比較的、若、中年層は榎の鼻がいいかなというような御意見でした。そしてまた高齢者の方たちは、やっぱり高台だから、坂があるから現地がよいのかなというような意見でしたので、でも、百合野地区の方たちは長崎市の図書館に行っているっていう方たちも結構多かったんですね。だから、そういった方たちが果たして現新図書館に本当に行ってくれるのか、そういうところも検討しながら考えていかなければならないと思います。

そしてまた、図書館は人々の夢をかなえるための図書館の役割があります。それで、現在、全国の300カ所でビジネス支援の取り組みを行っております。先ほど教育長からの答弁がありましたように、このビジネス支援は本を読むだけでなく、やっぱり人と人の、企業と企業、人と企業のマッチングをする場所であります。このレファレンスのサービスも考えていって、今後は支出の問題で検討を向上していかなければならないということもおっしゃってました。これからこのビジネス支援、障害者の方たちが企業の情報をゲットするとか、また若者たちが新しい企業を立ち上げるときにその情報提供ですね、それから失業した方たちの企業の方たちの相談の窓口っていうことがやはり重要だなというふうに思います。これは司書が現在、4人いらっしゃいますが、補助員が4人ですかね、これは間違いはないですか。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習 (帯田由寿君)

課 長 現在の図書館には司書が4名と、司書補が4名と、館長が1名在籍しております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

新図書館になりましたら、こういったこのレファレンスサービスなどの支援も必要となってくるというふうに思いますので、こういったところで司書の数も仕事量もふえると思うんですね。それで、司書の人数などは増員するつもりはございますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習 (帯田由寿君)

課 長 今現在、9名でございますが、将来的にはいろいろな形をとっていき、そういうレファレンスサービスのなものも重要視しなくちゃいけないものですので、19名程度、確保できればというふうに計画しております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

19名程度を確保できればということなので、ぜひ、やはり図書館とハローワーク、それから社協、障害者団体、学校、公民館など、共同してネットワークの構築ができるような形で結んでいただいて、そして図書館司書の方たちが図書館が活性化となって、図書館司書たちがより活躍できるような形で取り組んでいただければというふうに思います。

それから次に、4カ月乳児健診のブックスタートに移らせていただきますが、これは前は、この同じ質問をいたしました。そのとき教育長から、新図書館ができたなら考えるというようなことを答弁をいただきました。先ほど教育長が言われたように、やはりこのブックスタートは、非常に親御さんたちに絵本のすばらしさを教える、そして子供と親御さんたちの人間の密な愛情を子供たちに提供する。そしてサービスを受けた子供たちは読書好きになり、人間関係、親子関係が良好になるということで、非常にそういった研究結果も出ております。また、図書館祭り講演会では、講師の方たちは、赤ちゃんには言葉かけも食事と同じぐらいに大事だというような、絵本は心の栄養となっているというようなお話もされています。これは新しい図書館ができてからでは、多分遅いと思います。今、早急にやはりこのブックスタートの取り組みを行っていただきたいと思います。長与の宝の子供たちであります。今から生まれてくる子供たちのために、心の魔法のプレゼントを届けませんか。いかがですか。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

いろいろお話を聞きますと、やはりキーワードは触れ合いですね。子供が絵本と触れ合う、そして親子が触れ合う、そして人は人を浴びて人となるという言葉があるわけですから、図書館で集ったそういう人たちが、またほかの人と出会うことによって、人は成長していくわけですね。そういう場にしたいというのは根本的にございます。ですから、問題は図書館建設が早く進めば進むほどブックスタートも早くなるだろうと。決して新図書館ができてから同時にとかいう、そこにこだわっておりません。できましたら、現在だって、もうあそこ耐震でいったら非常に古いですよ。そういうのを含めて、ぜひこのお話がうまい方向に行けば、同時にブックスタートも早まるのかなという、そういう見通しを持っておりますけども、これはいろいろな御意見、議論を通してのことでございますので、いつからということじゃなくて、やるという方向で先ほど回答しました。それは間違いございません。

議 長 (山口経正議員)

2番 安部議員。
 (安部 都議員)
 心強い、やるというような回答でしたので、大変うれしく思いますが、しかし、新図書館、今から、これから待っていたら4年先か5年先か6年先か、わからないわけですね。だから、長崎市、時津町、諫早市でももう早急に始められておりますので、やっぱりいいことは1年も早く実施するほうがいいのではないかとこのように思いますが、もう一度お聞かせください。町長、どう思われますか。

議長 (山口経正議員)
 町長。
 町長 (吉田慎一君)
 今おっしゃった教育委員会のほうから答弁ありましたように、大変いいこととございますですけども、いろんな要望っていうのはまだほかにたくさんございます。その中で、やっぱりこちら準備をしながらやっていっておりますので、そのあたりを御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
 安部議員。
 2番 (安部 都議員)
 いろいろな要望はあるということなんですが、要望の中でも子供たちを育成するためには、これも重大な課題だと思いますので、御検討をお願いいたします。

議長 (山口経正議員)
 それでは、認知症患者における対応策に行きます。先ほど認知症の対応策につきましては、予防教室やサポーター講座などを行っていらっしゃるということなんですけれども、この認知症対策で地域一丸となって認知症患者の保護に取り組んでいる自治体がございます。これは福岡県の大牟田市なんですけれども、認知症患者の徘徊ですね、徘徊する認知症患者をスマートフォンで探す愛情ねっとというシステムを構築しております。これは住民の方たちがこの愛情ねっとというこのところに登録をいたしまして、徘徊をしている方たちの体型とか服装、それから顔写真というものを情報を一斉に流します。それによっていち早く発見をするというものなんです、それが民生委員、自治会員、それから役員、警察、学校などが一丸となって早期発見のために取り組んでいるということでもあります。これはいち早く、認知症の徘徊ということで、やっぱり命の問題ですので、この情報を共有するということが大事なんです、これについてはどういうふうに思われますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 介護保険課長。
 介護保険課長 (松浦篤美君)
 認知症の徘徊等につきましては、全国各地でいろんな手法がされておるところだと思います。確かに大牟田市のほうでもこういうスマホを使ってということをやっております。ただ、長与町におきましても、スマホ等の機器は使わずに、実際、行方不明が出てきた場合は、即座に警察と役所と事業所関

係も連携して見つかったというケースも非常に多うございます。ただ、こういう形でICTを使った形というのも当然想定はされるわけですが、そのところは今後どういう形でできるのか、そこら辺は研究の課題にはなってくるかと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

そうですね、住民全体で協力し合って、団結して、やっぱりICT時代でするので、そういった情報を流して発信するというのも大事なかなと思います。現在、104の自治体がこのシステムを導入しています。市民の発見で一命を取りとめたケースもあります。それから、約70人が高齢者役になって、それから住民1,000人が市から送られてきたメールで探すというような模擬訓練も実施されているところもあります。前回、本町も4人の徘徊者がいるということで報告をされておりますが、現在はこの徘徊者などの報告はございますでしょうか。

議長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)

現在といいますか、直近では2件ほど行方不明ということで連絡がございましたけども、すぐ見つかっております。というのも、すぐ警察に届け出して、警察からすぐ、手配といたらおかしいですけども、そういう連絡が行きまして、すぐに見つかったというのが2件ございました。ただ、今後もそういう可能性が十分ございますので、警察とも緻密に連携して行っていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

今後、高齢社会になりまして、認知症患者の徘徊もふえるものと予想されますので、こういったことで模擬訓練をしたり、導入をして、前向きで、いただきたいと思います。

それから、厚労省が推進する認知症サポーター制度の中のキャラバン・メイト養成講座がありますが、これも本町も既に取り入れて、サポーター講座回数が32回、メイト数が14人、サポーター数が914人に上っております。これは町が単独で行ったものでしょうかね。

議長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)

この認知症のサポーター制度っていうのは全国で、今後認知症をサポートするサポーターを600万人までふやそうという方向で、国の指導によるものがございます。ちなみに、長与町でいきますと、目標は一応2,000人ということになっておりますけども、これは4月1日現在の数字しかちよっ

と私ども持ってないんですけども、サポーター数が882人ということになっております。今後、サポーター教室講座を随時開催していきまして、この数をふやしていきたいというふうには考えております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2 番

(安部 都議員)

ぜひこのサポーター数、メイト数をふやしていただきたいと思うんですね。このキャラバン・メイト養成講座は27年3月31日まで、この養成講座があつてますので、キャラバン・メイト、町だけではなくて、企業、団体や自治会役員、そして認知症患者の家族などが対象とされております。それで、ぜひこのキャラバン・メイト養成のこの講座を実施していただきたいんですが、目標は2,000人ということで、年内中には実施される予定でしょうか。

議 長

(山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険

(松浦篤美君)

課 長

認知症のサポーターの養成講座とキャラバン・メイトはちょっと違うと思うんですけども、現在うちで取り組んでるのが認知症のサポーター養成講座ということで、各関係団体、企業とか自治会、そういうところからの要請があつて、現在行ってる状況でございます。以上です。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2 番

(安部 都議員)

そのサポーター養成と、またキャラバン・メイトは違いますが、キャラバン・メイトも自治体とか民生委員とかの、これは厚労省が行ってる、推進されてる養成講座ですので、ぜひこれも行っていただきたいと思います。

それから、特殊詐欺のことについてお伺いします。特殊詐欺も最近手法もいろいろと本当、巧妙になりました。被害額も過去最高の5億円を超えております。最近では、この状況型詐欺ですね、特殊詐欺がふえておまして、最近、長崎市でも80代の女性が2,850万円、金融庁の職員を名乗る男性からだまされて被害に遭っております。そこで、早く、先ほどの答弁にもありましたように、家族や周りが気づいて、いかに食いとめるかが大事だということだと思います。そこで、先ほどの愛情ねつとや百合野が今、導入しております、実施してますICT機器活用、ああいったものを使いながら、こういった特殊詐欺などの防止策も検討していかなければならないなというふうに思いますが、そこについてもう一度、町長の見解をお聞かせください。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

今おっしゃられましたように、特殊詐欺っていうのがふえてきてるということで、非常に、しかも巧妙になってきてるというようなこともございます

ので、この前、長与町のほうでもそういった、社会福祉協議会の方たちを中心に、一つの寸劇等々もやって、啓蒙活動というのを一方で作ってるんですよ。だから、対策も必要ですけども、もう一つは、今度は皆さん方がそれを知っていただいて、それをまたこういうもんだよということも普及させることも防災の一つだと思ってるんですね。だから、長与町としましてもそういった形で、いろんなところでそういったものの啓蒙活動をともに、一緒になってやっていこうというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

先ほど、そうですね、町長が言われましたように、ホームページにも発信しております。そして講習会の開催もしておりますけれども、ホームページ見られない高齢者の方たちもいらっしゃいますので、自治会としてしっかりと呼びかけをして、説明会などを行っていかないといけないと思うんですね。これに対して講習会なども、今まで講習会などは行った回数というのは何回ぐらいありますか。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習課 長 (帯田由寿君)

私ども、公民館等の講座の中に高齢者学級というのがございます。そちらの中で9回ほど講座を開設するんですけども、その中でまず、各公民館のほうで計画をするんですが、身近な商品でのトラブルに遭わないようにとか、悪質商法のトラブルと● について、消費者トラブルからの回避について、これちょっと若干違うかとも思いますけども、相続税と贈与税とか、そういう金銭トラブルの防止に努めた講座を高齢者学級という形で、年に1回は必ず実施をしているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

今までに9回行っているということで、これからも継続してやっていただきたいなと思います。

それで、近隣の長崎市、時津町と定住自立圏による連携も必要じゃないかなというふうに思います。やっぱりこういったものは単独じゃなくて、広く皆さんとともに、一同に定住自立圏によって連携が必要じゃないかというふうに思うんですが、そのあたりも未然に防止するためにもいかがお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

定住自立圏ですね。長崎市、時津町と長与町で現在検討しているところでございます。現在いろんなメニュー、出そろったところではございます。実

際、今おっしゃったような、この件についてはメニューの俎上には上がっておりません。ただ、いろんな分野で緊密な連携をとっていこうという基本的なスタンスがございますので、必ずしもメニューにないから取り組まないということではなくて、こういった情報も共有しながら連携を今後もとっていきたいと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

高齢者の認知症、徘徊とか特殊詐欺とか、こういったものも、やはり広く連携をとって未然に防ぐというのが大切じゃないかなというふうに思いますので、していただきたいと思います。

それから、障害者福祉政策についてお伺いいたします。身障者福祉協会は、現在、老人福祉センターの2階にございます。そして障害者の方が行っても、個人的な相談する場所がない。スペースが非常に狭いんですね。扉をあけたら、もうその場所でしか入れない状態で、全く個人的な相談をすることもできないという、机があるだけで精いっぱいというところなんですけれども、そういったところで、やっぱり安心して障害者の方たちが個別相談を行う場所、そして障害者の方たちが皆さんが来て、ともに集える場所というものが必要かと思うんですが、その点いかがお考えでしょうか、町長。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

障害がある方がいろんなそういった障害等についての御相談をされる場合、確かに身障協会の会員の方は会のほうで、例会等とかで、現在はそういった情報交換等含めてされてると思いますし、公的な障害者福祉サービスについては、当然福祉課のほうの窓口で、一人一人それぞれ障害の程度も違いますので、一人一人に合ったような形でどういうサービスができるかというのを職員が細かく対応して話を進めながら、そういった相談に乗っている状態でございます。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

福祉課のほうで個別的な相談は乗ってるということなんです、でも実際、福祉課のほうも公のスペースで聞くわけですよ。個別的なしつかりとした対応のスペース、お部屋はないわけですよ。やはりいろんな話したくないこととか、公にはしたくない、だけど、この身障者協会のほうの皆さんが、障害者がいるところでやっぱりお話をしたいという方たちもいらっしゃるわけなんです。そういった方たちのために、ここだけでしか話せないというような人たちはやっぱりいらっしゃるんで、個別的なお部屋というのは十分に必要かなというふうに思うんですね。今、障害者団体のところは各個々人に結構活動されてるんですね。本来の姿は、こういった身障協会の中に各

団体が入って、皆さんが集って講演会を行ったり、いろんな形で共有をしていくということが望ましいのではないかなというふうに思うんですけども、これには今現在では資金不足、人手不足、そしてまた場所の手狭ということで、非常にやっぱり何か協会のほうもうまく、もっともっと長与町の身体障害者の方たちにも広がるような取り組みが必要なんじゃないかなというふうに思いますが、町長、いかが思いますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

長与町の身体障害者福祉協会の方は、本当に皆さん方よくやっていただいていると思うんですよ。今回のがんばらんば大会のときも、高円宮妃殿下が来られて、非常に熱心にごらんになっておったんですけども、長与町でそういったものが開けるっていうことは、やっぱりそれだけ皆さん方が認知されてると思うんですね。長与町まだわずかずつでもあるんですけども、人がふえてるんですよ。だから、いろんなものが足らなくなってきたというのが現状なんですね。だから、一遍にはこれはできませんけども、そのあたりは折を見て、きちっとした計画を立ててできるような形でやっていければいいなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

そうですね。今はもう現会長もですね、本当に多忙に活動されていると思います。これから、この今後身障者協会も継続してですね、若者たちにやっぱり継続してつないでいかなければならないわけなんですよ。そのためにやはりしっかりと身障者協会のほうも、やっぱりあり方を今後考えていかなければならないのかなというふうに思います。コンパクトシティの構想の中にもこういった障害者の団体というのものも、町長はお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

当然、そこはもう考えながらやっていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

現在、長与町には約4%、2,043人の障害者がいらっしゃいます。今後、やはり拠点場所として、長与町でやっぱり楽しく生きられるようにですね、活動できるようにしていただきたいと思います。

それから、長与町には要約筆記グループがございますけれども、先ほど言われましたように、この要約筆記のグループの方たちがいろんな場所で活動されているということで、周知としては福祉のしおり発行したり、ホームページで掲載されているっていうことでありました。23年、24年、25年

ではそれぞれ20数回ですね、派遣されているということなんですけれども、やはりこの要約筆記のグループも一部の方たちは御存じだと思います。しかし、町民の方では、これはやっぱり特別なもので自分たちは呼ぶことはできないのかなというふうな、知られないところもあると思うんですよね。そういったことで、やっぱり自治会の集まりとか、例えばお耳が遠い方なんかもやはり自治会のそういったいろんな団体とか活動場所ですね。その拠点場所で、気軽に要約筆記の方たちを呼んでいただき、そして、あと、不自由な方たちもしっかりと書いて、ああ、なるほどとわかるような、そういった取り組みが行ったら理想的じゃないかなというふうに思いますが、やはり今後、広報、公告、広聴もですね、幅広く町民にさせていただきたいと思いますが、再度お答えをお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

要約筆記の派遣、奉仕員さんの派遣及び手話通訳さんの派遣等につきましては、当然、そういった障害があつて必要な方については、先ほど申しました窓口等の相談時等、細かくしおり等を使って説明をしておりますし、ホームページ等にもどういった、こういう障害がある方についてはこういうサービスがありますとか使えますというのは当然ホームページにも掲載しております。ですから、今のところ、周知はほぼ必要な方についてはできてると、福祉課のほうでは考えております。実際、必要な方で対応できなかった事例も実績としてございません。全て個人さんの、例えば病院に行かれるとか、PTAの関係で学校に行つて必要だとか、そういった全て一人一人への対応も含め、あと、大きな講演会等の団体等からの依頼等につきましても、派遣できなかったという事例は現在のところありませんので、周知等については十分、確かに100%っていうのは数字で言うところとちょっと問題があるかもしれませんが、必要な方については十分対応できていると考えております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

必要な方については十分対応できてるというようなお答えですが、実際的には、この筆記グループの方たちももっともっと住民に知られて、やっぱりいろんなところでまだ自分たちも行きたいんだというようなお声も聞かれるわけなんですよね。それで、やはり必要な方だけではなくって、やはり住民が必要なときに全部、皆さんすぐに行かれるような、さっと出向いて行かれるような形でですね、やっぱりもっともっとホームページだけじゃなくって広報でも、いろんな形で周知が必要なんじゃないかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、公共施設の障害者用のトイレの設置についてお伺いいたします。現在、町民体育館前の広場に公共トイレができました。私も行ってきました。そして、今現在、設置されたことはとてもうれしいんですけれども、しかし、

このトイレの中が非常に汚かったんですね。もうごみだらけで、もう本当にもう散乱してるんです。もうすごいごみがですね。たばこのかすもありました。そして、もうトイレットペーパーは全然入ってません、中は。もう大変な、わあ、すごいなと思ってもう見てきたんですけれども、やはりこの障害者用トイレなんです、清掃のシルバーセンターの方たちに委託されてということなんです、どのような形で清掃は行って、どのくらい行ってるんでしょうか、月に。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長 都市整備課長

(松邨清茂君)
清掃の不備があったことは、この場をおかりして深くおわび申し上げます。現在、長与町の公園60カ所ほどありますけれども、その中では先ほど町長の答弁にあったとおり、14公園、16基の障害者用トイレがございます。一番新しいのが、先ほど言われた、まんてんの横の新しい、町民体育館の前のトイレでございますけれども、ちょっと清掃の間があき過ぎまして、御迷惑かけたことも深くまたおわびいたします。

現在は清掃の期間の日にはちをあげずに行くように指示をしておりますので、今後はそのようなことがないかと思っておりますので、今後よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)
2番 安部議員。
(安部 都議員)

はい。了解しました。頻繁にとは言わないですが、定期的にこのようなすごいごみが大量にたまっていますのでね、やっぱりそういったところも気をつけていただきたいなというふうに思います。これは町民のモラルの問題でもあると思うんですよね。やはり皆さんが清潔にきれいに使うトイレですので、やっぱり、例えばトイレの中に、きれいに使っていただきありがとうございますというような、そういった告知するような紙ですよ、そういったものを張っていただくとかですよ、そしたらきれいに使ってるんだったら汚そうってあんまりこう……。汚かったら、もうそりゃいいやって思って汚すとかやっぱりなってしまうので、やっぱりそういったところでちょっと配慮していただくとか、あと、障害者用の女性用のトイレなんかは障害者の人たちとか女性は結構荷物が多いんですよ。その分、やっぱりトイレの中にちよつとかご、かごっていいですか棚っていうか、ちよつと荷物が置けるような場所も設置していただきたいなというふうにも思います。まあ100円か200円で売ってますので、そういった形で設置できたらなというふうに思います。

それからですね、高齢者の方たちはつえをやっぱりトイレなんか壁に置きますよね。そしたら、やっぱりどうしてもばたんと倒れます。その倒れたつえを取るために、それでけがをされる高齢者もいらっしゃるという報告があります。そのためにやっぱり、私持ってきたんですが、こういったつえホル

ダーの転ばぬ杖というような、こういったものがありますので、トイレにぺたっと張って、つえをやっぱりさっと置けるような、こういったものがございますので、机にもすぐこう置いて、つえを置くことができます。これはいろんな大きい病院とかいろんな役場でも設置されておりますので、ぜひですね、この公共施設のトイレとか役場の受付なんかもこういったものを、つえホルダーをぜひ設置していただきたいなと思います。値段も安価で、400円から900円ですね。これはちょっと縦横できるので、2,000円ぐらいするんですが、安いものもありますので、ぜひ設置していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

今の品物は非常にいいかと思って聞いておりました。ちょっと休憩に時間に入ったら、その物を見せてください。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

1,000円のものでも、そんなにかからないですから、もしよかったらお考えください。

それからですね、がんばらば大会のときに、私、総合公園の運動広場でちょっと用を足したときにですね、もう真っ暗だったんです、トイレが。それで、夕方なんですけどももう薄暗くて、ああ、どこにこれあるのかなって感じだったんですね。それで、見えなかったんです。それで、やっぱりそういった公共トイレは何時から何時までつくようになってるんですか。スイッチはなかったんですけども。

議長 (山口経正議員)

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 (山口 正君)

公共、体育施設のトイレということでしょうけれども、当然、夏場、冬場、日没時間がずれてきますけれども、それに合わせて時間セッティングをして点灯するようにはしてあるんですけれども、議員がおっしゃるような状況であれば、ちょっとふぐあいがあったものと思いますので、随時点検をさせていただきます。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

やはり冬場とか雨の日なんかは暗くて、やっぱりついてても多分暗いんですよ、もう真っ暗なんですよ。だから、ぜひそのところはお考えになっていただきたいと思います。

それから、防犯の意味でも、人が来たときに人感センサーですか、それで人が来たときにぱっと明かりがつかますよね、ああいったものもやっぱり取

り入れるっていうふうなことも必要じゃないかなっていうふうに思いますが、もう一度いかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

スポーツ振興課長。

スポーツ

(山口 正君)

振興課長

確かにそのような面もあると思いますけれども、不特定多数の方が屋外のトイレだと使用されるもんですから、防犯の意味も含めてですね、随時点灯がされててですね、そのほうのほうがよろしいかと考えております。人が来たときに点灯するというものじゃなくてですよ。随時ですね、夜中までということじゃないんですけれども、大体施設が10時ぐらいまでになっておりますので、そのあと10分か20分までは点灯ができるようにと考えております。

議長

(山口経正議員)

安部議員。

2番

(安部 都議員)

はい。了解いたしました。常時やっぱり明るい状態ですね、防犯の意味でも常に電気がつくような形、そしてまた、やはり暗いですので、そのところもう一回検討なさって、ちょっと明るくですね、中に入っても安心して利用ができるような形でしていただきたいと思います。

それでは、質問を終わらせていただきます。

議長

(山口経正議員)

場内の時計で15時20分まで休憩します。

(休憩15時04分～15時20分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、内村博法議員の①榎の鼻土地購入約束問題について、②新図書館等の公共施設について、③小・中学校の教育課題についての質問を、同時に許します。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

皆さん、こんにちは。

質問に入る前に、訂正箇所がありますので、よろしくお願いたします。

まず、①の(5)ですね、(5)の上から4番目の行ですけれども、左側の、「この予契約は」というふうになってますけれども、これ「約」が抜けておまして、「この予約契約」というふうに訂正がた願いたします。それから……。

(「何ページ」の声あり)

3番

(内村博法議員)

これ11ページですね、今のとこね。12ページ、③の小・中学校の教育課題についてということで、(1)の命の教育ですね。ここですね、上から4行目ですかね、「いのち」って平仮名で書いてありますけれども、それと

6行も平仮名で書いてありますけれども、これ漢字の「命」に訂正がたよろしくお願いいたします。訂正は以上でございます。

それでは、早速質問いたします。①榎の鼻土地購入約束問題についてでございます。榎の鼻土地購入につきましては、さきの9月議会で、平成23年8月に組合に対し土地面積約1万平米を5億4,700万で購入するとの回答を行ったという答弁がありました。多額の購入金額でかつ議会に相談なしに決定されており、看過できない重要な問題であります。これは議会軽視、住民軽視であり、町は当時の詳細経緯について調査し、説明責任を果たすべきであります。

そこで、次の点を質問いたします。まず、1点目、多額の購入金額でありながら、議会への相談や住民への説明が行われなかったのはなぜか。

2点目、土地購入面積は約1万平米となっているが、町としての具体的な購入目的は何か。

3点目、組合への土地購入回答は前町長名で行われたと聞いておりますが、これは長与町の正式な意思決定として行われたものと理解してよいか、確認したい。

4点目、購入金額5億4,700万の設定根拠は何か。また、長与町開発行為等指導要領第33条によれば、町が開発区域内に公共公益施設用地を必要とするときは、事業主は町長と協議の上、当該用地を取得原価、購入費プラス造成費で町に優先譲渡するという原価譲渡の規定があります。この購入金額5億4,700万につきましては、まだ造成工事が着工されていない平成23年8月に回答されており、原価譲渡の規定に抵触するのではないかと思います。見解はどうか。

5点目、この約束は法的には土地売買契約であると解せられる余地があります。すなわち、将来において、本契約、土地売買契約を成立させることを約束する契約、予約契約であると思われれます。本契約である土地売買契約は成立しておりませんが、この予約契約は組合の間では成立していると解されます。

そこで、町としてはこの約束について、法的にどのように考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

②、新図書館等の公共施設についてですが、まず(1)新図書館についてでございます。町長は新図書館の榎の鼻土地選定理由として、1点目、将来の人口規模5万人を前提に床面積3,000平米、駐車台数100台が必要であり、それに見合う面積が必要。2点目、新図書館の集客機能により商店街の活性化につながるということなどを上げられました。これに対し、私のほうからさきの9月議会で、①の人口規模は厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所によると、長与町は2040年には約3万8,000人に減少すると予想されているため、5万人の人口規模は全く現実性がない。2の新図書館の集客機能は中央商店街の活性化につながるには到底考えにくい旨申し上げ、この際、榎の鼻土地への建設は撤回し、現在地に図書館と長与町公民館を合築し、町有地の有効活用を図るべきであると提案い

たしました。その後、10月29日に長与町公民館で開催されました議会報告会でも、住民より現在地での建設を検討するよう要望が出されました。

そこで、このような状況を踏まえ、町長に現在地での新図書館建設の検討を再度要望し、改めて町長の見解を伺いたいと思います。

(2) 老人福祉センターについてでございます。本施設のあり方につきましては、さきの9月議会で長与町福祉協議会と協議を重ねながら、住民のニーズに応えられる施設になるよう検討を進め、福祉、健康増進、介護等の関係部局の横の連携も含めた施設づくりを含めて検討していきたいという答弁がされました。方向としては、大変評価しております。2025年問題が間もなく到来しますが、本センターはまさに、福祉、健康増進、介護の中核的役割を担う施設として重要性が増してきます。また、高齢者や住民が誰でも気軽にいつでも行けるような交流の場としての機能や、あわせて周辺の商店街の活性化につながるなどの機能を持った施設を検討する必要があります。

そこで、このような老人福祉センターの重要性、並びに建物老朽化の進行に鑑み、早急に具体的な設計を検討し、早期建てかえを実施すべきと考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。

③、小・中学校の教育課題につきましてでございます。(1) 命の教育についてでございます。ことし4月、佐世保市で女子高生が同級生の女性を殺害する事件が起きました。事件の内容は余りにも凄惨であったため、世間の大きな関心を集め、社会問題となりました。長崎県ではこれまでも児童生徒による殺人事件があり、県全体で命の教育に取り組んできたわけですが、今回の事件が起きたことで、改めて命の教育が問われている状況にあります。

そこで、次の点について質問いたします。(イ) 命の教育について、これまでの長与町の小・中学校における実施状況と課題を伺いたいと思います。

(ロ) 今回の佐世保市の事件を機に、町としては今後どのように対応されるのか、伺いたいと思います。

(2)、土曜授業導入についてでございます。土曜授業導入は昨年11月の文部科学省の省令で、各教諭が必要と認める場合は実施できると要件が緩和されました。さきの9月長崎県議会では、土曜授業導入については、県は年内にも基本的な考え方をまとめた指針をつくり、市町村が検討できるようにすることを明らかにしました。

そこで、長与町としては、この土曜授業についてどのように対応されるのか。また、その課題について伺いたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、内村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。3番目の質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答をいたしますので、私のほうからはそのほかの質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

1 番目、1 点目の議会への相談や住民への説明が行われなかったのはなぜかとの質問でございますが、本年6月、9月の議会答弁のとおり、組合からの要望としての面積、金額等の提示がっておりますが、金額、面積、期間についてはまだ決まっておらず、このような状況で議会等に御説明できるものがなく、現在に至っておるところでございます。

また、議員御質問の1万平方メートルを5億4,700万円で購入するとの回答を行ったとのことですが、9月議会の答弁の際にも申し上げましたとおり、金額、面積、期間については今後の協議事項としての回答でございます。

2 点目の御質問について、具体的な利用目的としては、現在、図書館建設について検討を行っているところでございます。

3 点目の御質問についてお答えをいたします。組合からの要望書には確かに公益用地の件も含めまして3点ございました。1つは都市計画道路西高田線の公共施設管理者負担金について、2つ目は公益用地の件、3つ目は上下水道に係る負担金であり、2つ目の公益用地につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、金額、面積、期間については今後の協議事項という条件つきで正式な意思決定として行われたものと理解をいただいていると考えております。

4 点目の御質問についてお答えいたします。購入金額の設定根拠でございますが、これは組合側からの保留地としての提示金額であり、設定単価といたしましては区画整理事業の資金計画の中で計算された保留地の単価でございます。また、2 点目の長与町開発行為等指導要綱第33条の件でございますが、区画整理事業の保留地とは従前に土地があったわけではなく、新たに生み出された宅地のことで、事前に購入する土地が存在いたしません。また、組合側で資金計画を立てる際には、区画整理事業を完成させるまでの造成費等が算出され、その金額の総額が保留地処分金などの総額となりますので、工事が着工される前でも資金計画を立てた時点で換地計画が立てられ、その中で保留地単価は算出できるわけでございます。保留地の位置で多少の変動は生じますが、工事着工前でも後でもその位置での単価の大きな変動はありませんので、造成工事の前でも単価の提示は可能であると考えます。また、この保留地処分金は区画整理事業の全ての事業費をこの保留地処分金で賄うことになっておりまして、区画整理事業の事業主が保留地を売却して、利益を得ることができません。したがって、保留地の積算こそが取得原価であることから、原価譲渡の規定に当たり抵触していないと考えております。

5 点目の御質問についてお答えをいたします。土地売買予約契約であると解される余地があるとのことですが、地方財務・実務提要の中には、予算措置をせず用地買収の交渉、額の決定をすることの可否についての解釈があり、その中では契約の締結手続をしない限り、買収の交渉及び買収価格の決定を事実上行うことは差し支えないとの回答があり、法的には問題がないと考えております。

大きな②でございます。2 番目の1 点目の御質問についてお答えをいたし

ます。図書館の規模及び中央商店街活性化への効果という2つの観点により、新図書館の建設予定地に対して懸念されているとの御指摘でございます。これまでも御答弁申し上げてまいりましたが、新図書館の建設予定地の選定につきましては、総合開発審議会及びその専門部会である長与町コンパクトシティ構想推進委員会にて詳細に検討をしていただき、答申の中で絞られた2カ所の候補地の中から、アクセスと利便性の確保、想定される図書機能に必要な用地確保の見通し、本町の中核施設としての周辺環境・地理的条件などを総合的に勘案し、榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地への建設を決定したものでございます。そこで、1つ目の観点、図書館の規模でございます。本年7月に取りまとめていただきました長与町立図書館整備基本計画書の中に、日本図書協会が示す人口による図書館規模の基準値が示してありますが、延べ床面積、蔵書冊数のいずれもが、現在人口のまま推移したとしても決して過大なものとはなっていないと考えております。新図書館の最終的な規模や機能につきましては、現在、長与町図書館基本構想策定委員会にて検討していただいております。そこでの議論を踏まえて今後は決定していくことになるものと考えております。次に、2つ目の観点、新図書館の集客機能が中央商店街の活性化につながらないとの御指摘ですが、榎の鼻地区での図書館整備が直接的に中央商店街活性化に左右するとは考えにくいのは御指摘のとおりでございます。長与町コンパクトシティ構想では、新図書館の整備により中心市街地活性化を図るべきとし、あわせて新図書館・公益系施設・商業施設の進出により誕生する榎の鼻地区の市街地と既存の中央商店街との共存・共栄の必要性を強調しています。さらに、その手法として、空き店舗対策、中央商店街と町内各地域を結ぶ公共交通、駐車場・交流スペースの確保などを示しております。私も、公共施設の再配置や公共交通等の観点を含めた総合的、広域的な取り組みにより中心市街地の活性化を図り、あわせてその核となるべき中央商店街の振興に努めていくことが必要とされ、かつ効果的であると考えております。機能的で利便性が高い図書館をつくることはもちろんですが、新図書館を新たなまちづくりのシンボルとして、中央商店街のみならず本町全域が活気づくような総合的なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

2点目の老人福祉センターにつきましては、9月の議会における内村議員の質問の回答と同様となりますが、老朽化が進む中において、所有する長与町社会福祉協議会と福祉・健康増進・介護等の関係部局とともに協議を重ねながら、関連制度・計画等に沿った住民ニーズに応えられる施設となるよう検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

③小・中学校の教育課題について、1番のいのちの教育について、本町の状況と課題について回答いたします。

本町では、生命のとうとさや個人の尊厳を重んじることを基調とするとい

うことを教育方針に掲げて、命の教育を推進しております。命の大切さにつきましては、学校のあらゆる教育活動の中で取り組んでいるところでございます。特に、道徳の時間には、生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重することを重点項目として掲げ、発達段階に応じた小・中全ての学年で指導しております。例えば、生活科や理科の学習では、動植物を飼ったり育てたりする活動や生物・人の学習をする中で、生き物や人の命を慈しみ、大切にしようとする心情を育てております。また、長与の子の心を見詰める教育週間においては、生きることや命をテーマにしたさまざまな取り組みを行ったり、地域の方々と触れ合ったりすることで、命の大切さ、ともに生きる喜びなどを実感させるようにしております。そのほか、人権集会や平和集会の中で、常に命の大切さについての指導を行っております。このような取り組みを通して、子供たちには生命を尊重し、他を思いやる心が育ってきているように思います。特に、人と人とのつながりの基本であります挨拶につきましては、地域の皆様のおかげでしっかりできるようになったと実感しており、感謝しているところでございます。ただ、いじめなどのように、人権を侵害するような事案はいまだにゼロにすることはできておらず、今後の課題となっております。命の尊厳につながるものであり、継続して取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

次、佐世保市の事件を機に、今後の取り組みでございますが、佐世保市の事件につきましては現在検証が行われているところであり、その結果をもとに全県的に具体的な取り組みがなされるものと思います。そういう中、本町では子供をしっかり見詰めることに力を入れております。子供の心のうちを知ることは本当に難しいことですが、日々の何げない会話や観察、日記、面談、心のアンケートなど、さまざまな手だてを駆使して意図的に子供の心をつかみ、それを全教職員で共有して指導に当たっていただいております。特に教職員一人一人が、子供の小さな変化に気づく感性を磨こうというところに力を入れてお願いしてるところです。また、子供には自尊感情を育むことが大切であり、一人一人の子供の居場所づくりに取り組んでもらっています。自分がほかの人から認められている、頼りにされている、学校に自分の居場所があるっというこの思いは、自分だけでなく他を大切に作る気持ちが育つとともに、学校生活に安心感を持つことができると考えるからでございます。命はかけがいのないものであること、この世に二つとない、一度なくしたら決して取り戻せないものであること、などについて繰り返し指導しておりますが、今後ともあらゆる教育活動の中で継続して取り組んでまいります。また、福祉課など関係各課、民生児童委員、保護司、福祉事務所、こども・女性・障害者支援センター、医療機関など、あらゆる機関との連携を強めてまいります。

(2)の土曜授業の導入について、回答いたします。昨年11月29日に、関係法が一部改正され、従来までできなかった土曜授業が実施可能となったことは、議員御指摘のとおりでございます。土曜日をどう過ごすかは、子供の豊かな心や確かな学力、健やかな体の成長に大きな影響を与えるもの

であることは言うまでもございません。この土曜日の教育活動は、誰が呼びかけて、何を行うかで、大きくは2つに分かれます。昨日の繰り返しになりますけども、その一つは土曜授業で、学校が主体となって土曜日を活用して、全校児童生徒を対象に正規の教育課程内の活動を行うものです。その際、児童生徒の代休日は設けません。もう一つは、土曜学習で、学校以外のものが主体となって、希望者を対象に教育課程外の学習を行うものです。土曜日の過ごし方については、ほかの県で先行して実施している事例がございますが、いずれも学期に一、二回、多くても月一、二回程度のごようでございます。いずれにしましても、現在、県において、文科省の考えをもとに土曜授業や土曜学習のあり方やそれに伴う教職員の勤務時間の割り振り等を検討していますので、その結果を待って、慎重に検討してまいります。

今後の課題としては、現在、ほとんどの土曜日に部活動やスポーツ教室などを多くの子供たちが行っていますが、これらとの調整をどうするかということ、また、週5日制になれなくなってしまってる子供の負担をどう考えていくかということ。そして、また週5日制の移行をするときに、大義名分の一つでありました家族の団らん・きずなづくり、これをどう説明するかなどが課題として残っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

まずですね、榎の鼻土地購入約束問題なんですけども、私が問うてるのは、まず(1)の多額の購入金額でありながら、議会への相談や住民への説明を行われなかったんですよね、平成20年8月に。これは町長の時代じゃないんですけども、前町長の時代だったんですけど、なぜこのときに議会や住民に相談しなかったのかというのを問うてるわけですね、1番目は。そこを知りたいわけですよ。すぐ答弁お願いします。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

その件については、以前も答弁したかと思います。あくまで議会には契約を締結をして、それで金額、面積等と所要の事項が固まったら、当然、議会には契約の議案を出して、当然予算も出さざるを得ません。ですから、この段階では、まだ金額、面積、期間等、今後協議をするという段階でございます。契約ができてないんですから、ただ、二元代表制のもとにおきましては、町長の執行権、裁量権、最終的には議会の議決権ということになるかと思っておりますけども。ですから、このときに何で議会に相談しなかったかということ、議会にはあくまで契約について、当然議会の議決が必要になりますので、その時点では契約をまだ締結しておりませんので、議会には御提案してなかったということでございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)
 それもちょっと回答おかしいんですよ。この当時、もう既に具体的な金額 5 億 4,700 万回答しとるんじゃないですか。これ明らかなあれですよ、もうこれで承諾してるわけですよ。ただ、後日、協議しますという条項はありますけれども、もう大方の、ここにはちょっと触れてませんけれども、支払い条件まで回答されとんですよ。もう契約条件の主な部分をこれ回答されとんです、この 1 年で。そうすると、やっぱりこれ、議会をないがしろにした回答じゃないですか、はっきり 5 億 4,700 万で回答しとるわけですから。だから、そこを今問うてるわけですよ。そしたらね、そういうならば、5 億 4,700 万、なぜ回答したのかと、逆の質問で。

議 長 (山口経正議員)
 副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)
 この今の、これは(4)のところでありましたような原価譲渡云々ってことで、区画整理っていうのは事前に事業計画資金、計画云々で、ある一定の金額は出るということで答弁しております。その金額で回答しておりますけれども、それは最終の契約金額ではないと。今後、協議するという条件をつけて回答を出してるわけですから。先ほどから言いますように、契約として成立してないわけですね。してないやつを議会に提案するということは、逆に議会に対して失礼じゃないかなと私は思っております。

議 長 (山口経正議員)
 内村議員。

3 番 (内村博法議員)
 5 のね、だからこそ私はこの 5 の公的な契約予約のことを持ち出しとるわけですよ。これ、今、副町長が言われるように、何も契約は成立してませんよということですよ。そしたらね、これ相手方に失礼ですよ。相手方はね、この 5 億 4,700 万という回答をもらっとるわけですよ。恐らく回答出せっていうのは、向こうから言ってきたのかわかりませんよ、文書で出せと向こうから。向こうは信頼して、町のね、信頼してるはずなんですよ。今さら、契約は何も成立してませんと言ったら怒りますよ、相手方は。多分怒ると思いますよ。だからね、私は法律的な構成としては予約契約だと、当時の組合とのね。それがね、契約が成立してないとなると踏んだり蹴ったりですよ、相手方は。組合にとって、失礼ですよ。どうなんですかね、そこは。

議 長 (山口経正議員)
 副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)
 反問になるかもしれませんが、内村議員は 6 月議会でこの件について、私は違法とは思っておりませんと明確におっしゃってます。それが、この法的に言って、逆におっしゃる根拠は何でしょう。

議 長 (山口経正議員)
 ちょっとしばらくお待ちください。

(休憩 15時51分～15時52分)

議 長

(山口経正議員)

会議を再開します。

副町長。

副 町 長

(鈴木典秀君)

反問って言うんですか。

6月議会で、質問の中で、ちょっともうきっちり読みます。これは、きのう同僚議員は違法ではないかということで指摘を受けたんですけど、私は違法とは思っておりませんと、明確に我々のことをおっしゃってます。それが、今回法的に云々ということになったということについて、その背景っていいですか、何かをちょっと教えてください。

議 長

(山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩)

議 長

(山口経正議員)

会議を再開します。

反問を許可します。

そしたら、内村議員。お答えください。

3 番

(内村博法議員)

6月はね、6月時点ではこの金額が回答されなかったんですよ。9月議会で初めて、この5億4,700万っていうのを回答いただいたんですよ。それで、私もこれびっくりしたんです。9月議会で初めて出てきたんですよ、この5億4,700万が。それと支払い条件が。それで、私はびっくりしたんです。こんな大きな取引がね、議会にないしょで行われてたと。もうまさにびっくりしたわけですよ。そのときは時間がなかったからね、まああれなんですけど、改めて今問うてるわけです。それは御理解ください。

議 長

(山口経正議員)

副町長、今の答弁でよろしいですか。

副町長。

副 町 長

(鈴木典秀君)

そのときはそこまで出てなかったですかね。私はそのとき出たんじゃ……。1万平米とかなんとか出てなかったですか。多分、ここにあったように、同僚議員から云々というところで、私はその答弁をしとったんじゃないかなと思っておるんですが、逆にそのときに違法じゃないかっていうことで、私、突っ込まれたので、よく覚えてるんですけども。金額的なのは9月ですかね。そしたら、そういうことであれば、その金額云々っていうことであるのであれば、わかりました。

議 長

(山口経正議員)

では、通常の質問に戻ります。

内村議員。

3 番

(内村博法議員)

ちょっとさっきのほうの、6月議会じゃない。確かに金額は出てなかったんですね。今後、具体的なのを協議をしていくと。それだけだったら違法性が私はないと思ったんです。そのときに、6月にね、同僚議員が違法じゃないかとね。私は、それに対して違法ではないと。だから、そのときはまだ具体的な金額も出てないし、今後協議するっていう程度のことだったんです。だから、その程度であれば、まだ違法性はないなと思ったんですね。だから、違法性はないということと言ったまでです。まあ、ちょっとこれ補足ですよ。ところが、9月議会になって、この5億4,700万ですか、初めて回答されたんですよ、支払い条件まで、9月議会です。だから、その前は、そりゃもう全然なかったんですね。だから、私自身の感想としては、6月時点ではまだ協議中だとね、大きなところはねと思って、違法性はないんだとこういう判断したんですよ。まあそういう事情です、はい。

あ、どうぞ。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

6月議会では出てなかったかもしれませんが、もっと前の議会でこの回答書、23年8月云々というのを多分議会で、皆さんの質問の中で金額も多分答弁しておるはずですよ。これは、私が建設部長当時に……。

(「24年12月」の声あり)

副 町 長 (鈴木典秀君)

はい。

(「24年12月」の声あり)

副 町 長 (鈴木典秀君)

そのときに、それ今言うような、多分答弁したけん、先ほどの私が反問したちゅうことに対して、なかったとか言うのちよつとこう。ただ、金額の多寡にかかわらず、契約云々というのがですよ、金額が少ないから住民無視だ、多いから云々というのもちよつとそこは、私とすれば疑問が残るところなんですけども、ただ一つ言っときますけども、契約の成立につきましては、以前、内村議員もおっしゃったように、口頭でも成立します。それはもう議員のおっしゃるとおりです。ただ、私がちょっといろいろ調べてみますと、こういうような不動産、高額なものについては最終的には双方契約書を交わすまでは契約の成立とみなさないという、そういうふうな判例があつてるいのをちょっと調べておりますので、ですから、まだ契約もしてない段階で議会にかけるっていうことが、いいのかどうかというそこら辺がありますもんで、前も言ったと思うんですが、契約したら当然議会にかけます。予算もお願いしますということで、答弁させていただいたんじゃないかなと思っております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

確かにね、正式契約は、私も9月議会だったか6月議会でしたかね、地方自治法とそれから会計法、この規定があるんですよ。正式に記名、捺印しないと、お互いに契約書つくってね、契約が成立しませんよとうたってるわけですよ。だから、本契約はまだ成立してないんです。これはもう私も一般質問書に書いてあるとおりになんです。しかし、先ほどこれここに書いとるように、法的には予約契約は成立してるんじゃないかなど。予約契約っていうのは、婚姻予約ってあるでしょう。婚約、通称ね。将来の結婚を約束して、婚姻を約束すると。それと同じですよ。ここで言ってる、私が法律的に言ってるのは。なぜ、こういう構成とったかっちゃうと、先ほど言ったように、全く契約が成立していなかった。成立してないとなれば、この約束は何だったか。相手方はこれ怒りますよ、これ。そういうことで、この法律構成をとったわけです。きょうの回答では、契約はこれ成立してないんでしょうという正式回答なんですね。で、何もない、うん、何もなかったと、この当時のやつは。法律的には何もないと、こういうことでしょう。確認しますけど、それでいいんですか。

議長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

私が言ってるのは、正式な契約は成立してないということです。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

だから、それは正式な契約は成立してない。それ、もうお互いにわかりますから。私も、過去営業をやって、営業の経験があるもんですから、官公庁にね。私たちの営業のマニュアルっていうのは正式契約しないと、正式契約は会計法、それから、地方自治法によって、正式じゃないというのは書いてあるわけですね。それがちょっと頭にあるもんだから、申し上げたわけですよ。

それで、次の質問に入らせて。

町長は、この約束はいつ認識されました。いつ、もう町長になられて。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

たしか、私が町長になりました5月にですね、所管を呼んで、いろんなこと話をしますよね。その中で、私は耳にしたと思います。

(「5月より●」の声あり)

町長 (吉田慎一君)

5月に。いや、はっきりは認識はしてませんよ、まだなったばかりで。でも、それは所管からいろんな話聞くじゃないですか、なったばかりで。その中で出てたと思います。

議長 (山口経正議員)

3 番

内村議員。

(内村博法議員)

それで、町長はこの約束、また後で触れますけども、わかりました。一応認識はヒアリングのときにお気づきになられたと、こういうことですね。

次、購入目的なんですよ、購入目的。当時の購入目的を聞いているわけですよ。前、同僚議員が25年の3月に、目的がないのであれば、用地を取得する必要はないのではないかという質問に対して、副町長は、組合設立から申し合わせがあっていると。そして、用地を取得する必要がないとなると、組合の存続にかかわってくるので購入予定となったと。こういう回答されるんですよ。これはお認めになられますよね。だから、そうするとね、目的がない、当時ね。当時、この前町長時代ですよ。そこを、今、問うてるわけですね。今の時点じゃないですよ、前町長時代のことをこの約束問題として取り上げてるわけですよ。そのときに、購入目的はない、もちろん事業計画もない、事業計画もなかったですよ。なかったんですね。そうするとですね、事業計画がない土地の購入っていうのは、これ許されないんですよ。これもう、皆さんもう行政のプロだからわかると思いますけど、これを度外視して、事業計画がないのに土地の購入を約束したと。ここが問題なんです。だから、これはやっぱり執行権の逸脱ですよ、これ。越権行為です、これは。事業計画がないのに購入を約束したと、ですよ。

議 長

(山口経正議員)

副町長。

副 町 長

(鈴木典秀君)

これはですね、この区画整理の始まりの段階からちょっとせないかんですけども、当然これだけの大きなまちづくり、役場の隣接であります。そこに公共施設用地、当時はいろいろ、あの時点でまだはっきりしてない、何をつくる云々っていうの決まっていなかったもんですから、生涯学習センターとか給食センターとかいろいろのありました。そういう意味で、この大きなまちづくりの中に公共用地がないということは、町全体のまちづくりという観点からそれだけの公共施設があってもしかるべきじゃないのかなと私は思うんですけども。

議 長

(山口経正議員)

内村議員。

3 番

(内村博法議員)

それは、副町長のそりゃ希望ですよ。ただ、実際に土地を買うとなれば、事業計画がないといかんわけですね、手続的には。だから、これを私は問うてるわけです、今。この当時、23年8月の当時にね。だから、前町長のことですよ、これ今問うてるのは、約束問題っていうの。だから、これを私は取り上げてるわけですよ。だから、その状態っていうのまだずっと続いとるわけですね。さっき、この私の3番目の質問なんですけども、これ長与町の正式な意思決定なのかということでお聞きしました。長与町の意思決定であると言われたんですよ。そうすると、前町長の単独行為じゃないわけですよ

ね。だから、町長がかわろうが、この意思決定は今もずっと続いとるわけですよ。取り消さない限り、相手方にこの回答を。だから、今も問題視しとるわけですよ。これが、前、取り消されているんならいいですよ。まだ、何もしてないんでしょう、このとおりでいいんでしょう。確認しますけど。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

はい。議員がおっしゃるとおりでございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

だからこそ、この問題を取り上げているわけですよ。一応、それ大前提に置いてください。だから、さっきの回答いただいてちょっと不思議に、私もちょっとだけ回答された。ちょっと趣旨が違うんじゃないかなと思って、再度お尋ねいたしました。

それで、あと金額の根拠なんですけどね、私も営業して、もちろん民間の会社において土木工事とかそういった、実際に実務は経験したことないんですけども、この保留地の単価ですかね。これは多分恐らく、私の予想では土木工事の積算資料のデータを積算されたんじゃないかなと思ってましてね。だから、そうだろうと思うんですけども、いかがですかね。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 工事費の算出については、土木工事標準書に基づいた積算書でございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

それで、この価格の根拠も一応長々としゃべられましたんですけども、要は、この国土交通省のいわゆる土木工事の積算データを積み上げられてこういう金額になったと。恐らくそうだと思います。この当時はまだ工事が入ってなかったから、その積算資料を使いましょうということだったんじゃないかなと思うんですよ、恐らく。それで積算されて、この金額になったんじゃないか。多少、面積の違いがあるから、そのあたりを修正して、この金額の、組合との金額の差が出てきたんじゃないかなと思うんですよ。それで、とりあえずそういう積算をされたということで理解してよろしいんでしょう。どうですかね。理解、そのような理解でよろしいんですかね。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 はい。それで構わないと思います。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。
 3 番 (内村博法議員)
 それで、そうすると、この原価譲渡の規定があるわけですね。この指導要領の中にね。私は、そういうことであれば、この恐らく原価は規定だから、原価譲渡だから組合から粗利をオンして、申し入れがあったのかどうか。それはないんですかね。

議 長 (山口経正議員)
 都市整備 (松邨清茂君)
 課 長 単価については、当然、先ほど議員さんが言われてる原価譲渡の話でございませうけれども、購入費と造成費、この分が原価譲渡で町のほうは見取りなさいということなんです、今回の保留地の場合は、総事業費、要は全体の総事業費と、あと、保留地の面積で割った金額が平均の保留地の単価でございませう。これとさほどない金額で提示があつてます。ただ、普通の民間の開発でいけば宅地造成をします。そして、そこに坪 20 万とか、そういう金額が入ってくるんですけれども、それとは区画の整理の場合はもう全然問題で、その中には業者の利益分は入ってないのが今回、区画整理の場合の保留地の単価でございませう。

議 長 (山口経正議員)
 3 番 (内村博法議員)
 そうすると余り時間もないので、要するに今の回答をまとめますと、これを、指導要綱を原価に準じて、今回、こういう積算をしたと。当然、造成工事を行われてない時期ですから、それもやむを得ないかなと、そういう国交省の土木工事の積算データを使ううちゅうのはね。それは、だからそういうことで理解をいたします、ここの価格設定とそれからこの指導要綱の、私は抵触するんじゃないかなと思つてたんですけどね、これはそういうことで理解いたします。

議 長 (山口経正議員)
 都市整備 (松邨清茂君)
 課 長 先ほどですね、ちょっと私も気にかかるんですけども、これも見解の相違かもしれない。契約が成立してない。私は少なくとも、相手方にとっては予約契約っていうのは成立してるんじゃないかなと。そうしないと、相手方はこれもう踏んだり蹴ったりじゃないかなと。契約が成立してないとなれば、予約契約がね、本契約はできてないですよ。だから、その当時、議会が議決したら正式契約しますよという話が持たれたのかどうか、ですね。いや、もう議決は得られなかった場合でもいいですよと、もう別にそれはもうやむを得ないことだという話し合いが持たれたのかどうか、そのあたりの詳細がね、もし把握されとつたらちょっと教えていただけませんか。

議 長 (山口経正議員)
 都市整備 (松邨清茂君)
 課 長 町のほうから組合のほうに回答書を出してはございませうけれども、その

中の話の中で、当然、そのときにもしかるべきに債務負担行為等を上げ、議会の承認を得なければならないということは、議会の承認がなければこの契約は成立しないよというのは、組合のほうも御理解されてるのではないかなと思います。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

わかりました。それで、支払い条件が平成26年か28年ということで回答されとんですよ。そうすると、引き渡し時期はいつで想定されとったのか、その当時ですね。もしおわかりでしたら教えていただけませんか。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

その当時の話の中には、引き渡してというのは明記はされてございません。ただ、通常の不動産売買で考えると、引き渡しを受けて金額を支払うというのが常でございますので、引き渡しがあつて支払いという形になるかでございます。だから、引き渡しの期日は指定はしてございません。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

そうするとですね、平成26年から28年っていう具体的な支払い時期が出てきたっていうのは何か理由があるんですかね。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

その時期については、一番最初の組合のほうから町のほうに要望書が出てございます。その中に、26、27、28という年度が記載されてるだけで、多分この記載の26、27、28っていうのはそこの造成工事が進捗して終わる時点あたりがこの時期ではないかなっちゃう形で、この3カ年の記載があつたものかと思えます。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

そうすると、26年を予想しとったと、こういうことですね。そうすると、後払いということですよ、町にとってはね。前払いじゃなくってね、どう。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

先ほども答弁したとおり、土地の引き渡しがあつてお金を支払いますよっていうのが常でございますので、後払いっちゃいえば後払いなのか知れませんが、同時っていう形、不動産の売買は同時っていう形になるかと

議長 長 思います。
(山口経正議員)
内村議員。

3番 (内村博法議員)
わかりました。それで、あと、やっぱりこういう契約を結ぶとき、先ほども契約になるんですけど、約束ですね。これは組合と5億、これ申し入れ、回答したわけですけど、やっぱりこんな大きな金額なると覚書とか念書とか、議事録とかね、ないとおかしいんですよ。そういうのはあるんですかね。

議長 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩16時13分～16時14分)

議長 長 (山口経正議員)
会議を再開します。
都市整備課長。
都市整備課長 (松邨清茂君)
議事録といいますか、要望書の中で3点、公共管理者負担金と上下水道の負担金も、それと保留地の件は3点の要望がっております。これの公共管理者負担金、要は西高田線の話と上下水道の分については、各課のほうでもう協議をしております。ただ、先ほどから言われてる保留地に関しては、期間も単価も金額も、今後の協議っていう形の回答しかないんで、そこで協議すべきものっていうのがございませんで、当然、内部の協議っていうのは当然あったかと思えます。ただ、それが文書で残るっていうところまではいってないんで、そのようなものはないと思えます。

議長 長 (山口経正議員)
内村議員。

3番 (内村博法議員)
じゃあ、ないということで理解します。
次にですね、新図書館、あんまり時間がないんで、ただ町長と私の見解は違うんでね、まあ今までもやりとりしてましたから、これについてはもう同じことを繰り返すのみでありますんで、多くは語りませせんけれども、やはりこの前の議会報告会でもやっぱり住民そういう要望が出されたんですよ。だから、やはりそういうことを丁寧に住民の意見を吸い上げていかないと、図書館建設がポシャったりした町がありますよね。そういう今までも同僚議員がいろいろそういう、るるそういう事例を言われたんですけども、やっぱりそういうようにならないようにしていかなんかと思えます。新図書館については、まあ私は私の立場で、町長に強くね、強く今の現在地を検討していただきたいという要望をして、この図書館については終わります。

あとですね、この老人福祉センターですけどね、これは、2025年問題を考えると、私も団塊の世代ですけども、あと10年たったら75歳なるんですよ、後期高齢者に。町長も私と年齢が近いからそうでしょう。そうなる

と、やっぱりね、もうこれから大介護の時代が来るわけですよ。1人だけ面倒見ればいっていい時代じゃないんですよ。実の親も面倒見らないといかん、義理の親も面倒見らないかん。いわゆる多重介護ですかね。介護者は物すごく大変になってくるんですよ。介護されるほうも大変だと思いますがね。だから、これはもう非常にこれから介護サポーターとかね、それから認知サポーターとか、こういう人たちを上手に育成していかないといかんわけですよ。だから、そのためのやっぱり拠点にもなるわけですよ。なり得るわけですよ。したがって、早いことやっぱりこれを建てかえを実施していかなんといかんと思いますよ。だから、町長、いつごろこれ建てかえしますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったように老人の介護の問題、これは大変重要問題でございます。きょうも地域包括ケアの話が出ましたけども、私もそういうふうになっております。長与町はですね、今現在も少しずつでも人がふえていってるんですね。だから、施設の場所とか広さとか足りないのが現状でございます。この榎の鼻というのも一つ考えておりますのは、そういったものも含まれての再配置をしていかないと、長与町も対応できないわけですよ。だから、私はそういったもの踏まえて、例えば老人福祉センターも、今おっしゃるように10年後、15年後、そういったものを見たときに、じゃあ、どこにそれをつくるかというようなこともございます。そういったものを見たときに、そしてまた、あそこの場所でもいいのかどうか、あそこは商業地でもありますよね。その場所でもいいのかどうかというのがあります。そういったものを勘案しながらいきますと、長与町はまとまった土地がないと何とも前に進めて行きづらい部分がございます。狭隘でございます。そういったものを踏まえながら、長与町の老人ケアの問題も含めて、やはり考えていただくしかない。そして、公民館の問題もあります。そういったもの踏まえてですね、老朽化、強靱化の問題もあります。そういったものを再配置を踏まえた上での町の計画というものを立てていくと、そういったことで前回も御答弁申し上げたと思っております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

今ね、新図書館の建設に目が向いてるんですけどね、公共施設は新図書館だけじゃないんですよ、長与町はね。国からも要請されていますよね、公共施設の総合管理というね。担当部署1カ所にまとめなさいと。どこに決まったんですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今おっしゃるように、国からそういった注文が出てます。長寿命化とか強

鞆化とか、建てかえの問題等々あります。これをまだどこに持ってはなりません。だから、長与町としましては、そのあたりを踏まえてやっぱり考えていく。そういった時期に来てると思ってます。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

今までの議論の中でも建てかえは問題だとか言っておられるわけですよ。そしたら、建てかえのために土地を買わないかんのか、ところてん式にやるのか。ところてん式にやるんだったら、その青写真を示さないかんわけですよ。例えば榎の鼻に新図書館を、そしてその後、抜けた後、どこの公共施設を入れるんか。これ全体で青写真を示さんと、こんなの町民が納得しないですよ。だから、その青写真を早くやっぱりつくる必要があるということですよ。今、タイミングとしては国の総合管理が要請されてるわけですよ、各市町村にね。地域再生法もそうですよ。あれも来年の3月までに総合戦略をまとめなさいとなってるわけですよ。そういう国の計画があるわけですけどね、それにどンドンどンドンついて行かないといかんですよ。人口予測もそうですよ。もう9次の総合計画まとったんじゃ遅いんですよ、どンドンどンドン早く、長与町の単独の予想を、人口シミュレーションつくっていかないといかんわけですよ。そういうことで、ぜひ青写真を早く示していただきたいと思います。

最後にですね、きょうは反問いただきましてありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

これにて、本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 16時21分)